

# II

## 施設整備マニュアル編

※図そのものに変更があったものは  
★マークをつけています。



(1)

**指定施設整備基準／建築物移動等円滑化基準****ア 共同住宅以外**

移動等円滑化経路	1
敷地内の通路	2
駐車場	3
出入口	4
廊下等	5
階段	6
傾斜路	7
エレベーター等	8
便所	9
浴室、シャワー室又は更衣室	10
ホテル又は旅館の客室	11
客席及び舞台	12
標識	13
案内設備	14
案内設備までの経路	15
情報伝達設備 (視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備)	16
情報伝達設備 (聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備)	17
誘導設備等	18
附帯設備	19
乳幼児連れ利用者に配慮した設備	20
視覚障害者誘導用ブロック	21



# 施設整備マニュアルの見方

施設整備マニュアルは、「整備基準の表」ページと「参考図」ページで構成されています。

## 1 「整備基準の表」ページ

### ページ内容

福祉のまちづくり条例施行規則で規定する「指定施設整備基準」と、政令と福祉のまちづくり条例施行規則で規定する「建築物移動等円滑化基準」を一覧表にしました。表の右側には、該当する基準の参考図の番号を記載しています（「参考図」ページに記載）。

### ページ構成

#### 項目

整備を必要とする項目（タイトル）を示したものです。

#### 基本的な考え方

整備に対して配慮すべき基本的な考え方を示したものです。

#### アイコン

項目の主内容を示すイメージ図です。

#### 指定施設整備基準

条例（規則）により整備が義務づけられた事項を示したものです。（概要編P21参照）

#### 建築物移動等円滑化基準

政令に基づく基準に、条例（規則）で追加した横浜市独自の建築物移動等円滑化基準を含みます。（概要編P21参照）

#### 参考・関連条文

基準内容が規定されている条項名を索引しやすいように示したものです。

## 2 「参考図」ページ

### ページ内容

「整備基準の表」ページに記載している各基準について、施設整備の例をわかりやすく図で参考に示したものです。「整備基準の表」ページの表内の右側の「図」欄で索引できます。各ページを構成する項目の詳細は、以下のとおりです。

### ページ構成

#### 参考図

整備事項に対する具体的な整備事例を図で解説したものです。

#### 凡例

参考図で示したものが、どの整備基準にあたるかの凡例です。

#### 解説

指定施設整備基準の解説を文章で示したものです。関連する参考図とともに示しています。指定施設整備基準の番号を表示し、参照できるようにしています。

#### コラム

基準や福祉のまちづくりに関連する事項を示したものです。

#### 利用者の声

利用者の意見や要望を記載しています。

## 「整備基準の表」ページ

項目	基本的な考え方																																	
整備を必要とする項目 (タイトル)	整備に対して配慮すべき 基本的な考え方																																	
<b>6 階段</b>																																		
<b>基本的な考え方</b>	 <p>階段は、杖使用者、視覚障害者、高齢者等にとって、転落や転倒事故の危険性が高い場所であることから、適切な手すりと踏面、幅員を確保し、滑り止めや手すりを設置し、安全対策に留意します。</p>																																	
II マニュアル編 （1）指定施設整備基準 ア 共同住宅以外 6 階段	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定施設整備基準</th> <th>建築物移動等円滑化基準</th> <th>図</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。 ア 両側に、2の項(1)ウ(7)に定める構造の手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 オ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。 カ 回り階段でないこと。 キ けあげの寸法は、18センチメートル以下とすること。 ク 踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。 ケ 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。 コ けごみ板を設けること。 サ 段鼻には滑り止めを設けること。</td> <td>同左</td> <td>6-1 6-5 6-6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同左</td> <td>6-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同左</td> <td>6-1 6-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同左</td> <td>6-1 6-2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同左</td> <td>6-3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同左</td> <td>6-1 6-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同左</td> <td>6-1 6-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同左</td> <td>6-2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同左</td> <td>6-1 6-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>—</td> <td>6-1 6-4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考:関連条文) 政令第12条、平成18年告示第1497号第2、規則別表第1の2(6の項)、規則別表第5(6の項)</p>	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。 ア 両側に、2の項(1)ウ(7)に定める構造の手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 オ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。 カ 回り階段でないこと。 キ けあげの寸法は、18センチメートル以下とすること。 ク 踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。 ケ 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。 コ けごみ板を設けること。 サ 段鼻には滑り止めを設けること。	同左	6-1 6-5 6-6		同左	6-1		同左	6-1 6-4		同左	6-1 6-2		同左	6-3		同左	6-1 6-4		同左	6-1 6-4		同左	6-2		同左	6-1 6-4		—	6-1 6-4
指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図																																
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。 ア 両側に、2の項(1)ウ(7)に定める構造の手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 オ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。 カ 回り階段でないこと。 キ けあげの寸法は、18センチメートル以下とすること。 ク 踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。 ケ 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。 コ けごみ板を設けること。 サ 段鼻には滑り止めを設けること。	同左	6-1 6-5 6-6																																
	同左	6-1																																
	同左	6-1 6-4																																
	同左	6-1 6-2																																
	同左	6-3																																
	同左	6-1 6-4																																
	同左	6-1 6-4																																
	同左	6-2																																
	同左	6-1 6-4																																
	—	6-1 6-4																																

**アイコン**  
項目の主内容を示すためのイメージ図

**指定施設整備基準**  
条例(規則)により整備が義務づけられた事項

**建築物移動等円滑化基準**  
政令と福祉のまちづくり条例施行規則で規定されている「建築物移動等円滑化基準」を合わせて記載しています。  
なお、指定施設整備基準と同じ規定については、「同左」とし、基準の規定がない場合は「—」を入れています。

**図番号**  
「参考図」ページに呼応する図の番号を示したもの

### 移動等円滑化経路を構成する～

項目によっては、指定施設整備基準の中に、移動等円滑化経路上にあたる場合にかかる基準をまとめている場合があります。その場合は、「1 移動等円滑化経路」(P62) も参照してください。

### 参考：関連条文

基準内容が規定されている条項名を索引しやすいように示したもの。

60

# 「参考図」ページ

## 図（番号）

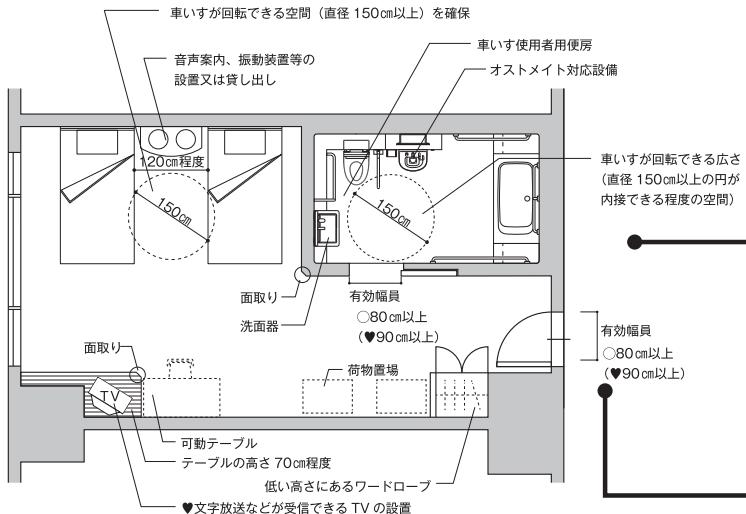
「整備基準の表」ページの  
図番号と対応

## 参考図

整備基準等に沿って整備した場合の  
事例の図解と解説文です。

### 参考図

図11-1 ツインルームの例



#### 車いす使用者用客室の設置数

##### 整備基準 11-(1)

- ホテル又は旅館において、全客室数が100以下の場合は1以上、101以上の場合は2以上の車いす使用者用客室の設置を規定したものである。
- 車いす使用者用客室は、移動の困難さを考慮してエレベーターに近接した位置が望ましい。
- 客室が200を超える場合は1パーセント以上車いす使用者用客室を設けることが望ましい。

#### 客室の出入口

##### 整備基準 4-(1)、4-(3)、4-(4)

⇒「4 出入口」を参照

#### 客室及び便房の出入口の有効幅員

##### 整備基準 11-(2)-ア-(イ)-a

- 有効幅員は、車いす使用者が出入口を通過しやすい幅である90cm以上とすることが望ましい。

#### 便房の戸

##### 整備基準 11-(2)-ア-(イ)-b

- 聴覚障害者の利用に配慮し、ドアノックを感じし、発光するドアノックセンサーや屋内信号装置等を設置することが望ましい。

#### 車いす使用者が回転できる空間

##### 整備基準 11-(2)-ウ

- 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間とは、室内で車いす使用者が回転できるスペース（原則として150cm以上の円）を設けることが基本である。

- 障害者の集まるイベントでホテルを利用する場合もあるので、できるだけ多くの部屋を車いす使用者用客室にしてほしいです。
- 車いす使用者用客室のベッドのうち1つは介護用ベッドを用意してもらえたと助かります。
- 車いす使用者用客室の浴室は、介護者を含めて3人が入れるようなスペースがあると、安全に入浴できます。

車いす使用者の声

## 参考：利用者の声

利用者の意見や要望を記載しています。

## 「マーク」凡例

図中の記載内容が「指定施設整備基準」「望ましい整備」のどちらに該当するかを示したものです。

## 図解

具体的な整備事例の図解

## マーク

上記の凡例に基づき、図中の寸法や文字の頭にマークをつけています。「望ましい整備」とは、整備基準ではありませんが、より望ましい整備として示しているものです。

## 解説

整備が求められている事項の解説を示したもの。関連する「整備基準の表」内の指定施設整備基準の番号を記載しています。

## コラム

項目によっては、基準や福祉のまちづくりに関連する事項をとりあげた「コラム」を掲載している場合があります。参考までにお読みください。

## 基本的な考え方

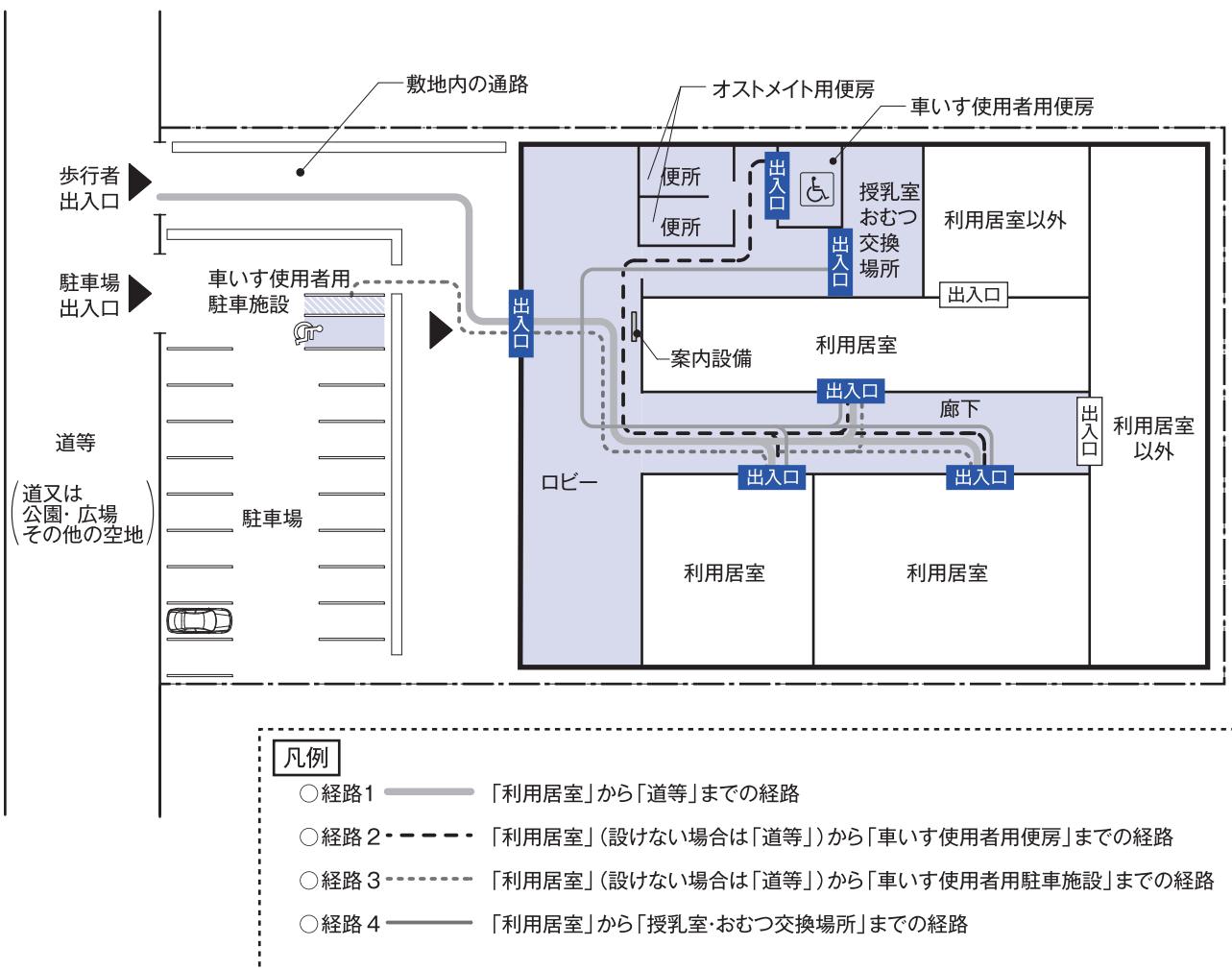
利用居室から道等、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設等に至る経路について、各々1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とする必要があります。階段又は段がある場合は、傾斜路、エレベーター、段差解消機を併設する必要があります。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。		同左	1-1
ア 建築物に、利用居室を設ける場合 道等から当該利用居室までの経路		同左。 ただし、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。	1-1
イ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。）、住戸又は住室から当該車いす使用者用便房までの経路		建築物又はその敷地に車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。）から当該車いす使用者用便房までの経路	1-1
ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。）、住戸又は住室までの経路		建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。）までの経路	1-1
エ 建築物に、住戸又は住室を設ける場合 道等から当該住戸又は住室までの経路		—	1-1
オ 5の項(2)力ただし書に規定する廊下等以外の場所に授乳ができる場所を設ける場合 利用居室から当該授乳ができる場所までの経路		同左	1-1
カ 5の項(2)キただし書に規定する廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所を設ける場合 利用居室から当該おむつ交換ができる場所までの経路		同左	1-1
(2) 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けてはならない。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。		同左	

(参考：関連条文) 政令第18条、規則別表第1の2 (1の項)、規則別表第5 (1の項)

## 参考図

図1-1 移動等円滑化経路について



## 移動等円滑化経路

整備基準 1-(1)、1-(2)

- 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として、利用居室等に至る「1以上の経路」における、「出入口、廊下等、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路」の整備を行うことを規定している。
- 「1以上」とは、いくつかの想定される経路のうち、最低1以上を移動等円滑化経路にする必要があることを指す。
- 移動等円滑化経路（整備基準1-(1)アから力までの経路）上には、階段又は段を設けることはできない。ただし、傾斜路やエレベーター、段差消機等を設置した場合には、この限りではない。

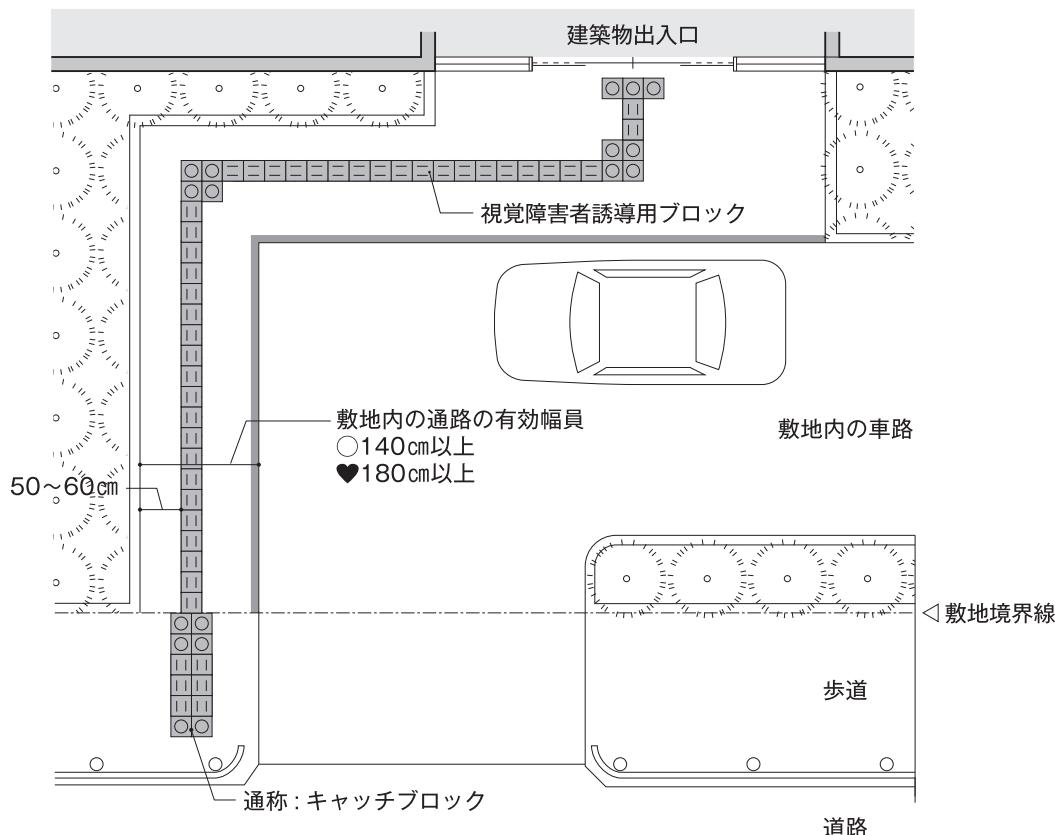
## 基本的な考え方

敷地内の通路とは、道等から建築物の出入口までの屋外の通路を指しています。全ての人が安全かつ円滑に建築物へアクセスできるよう手すり等を設置し、最低1以上の経路は、移動等円滑化経路として段を生じないようにする必要があります。

また、敷地内に車路がある場合は、敷地内の通路と交差しないような配置とすることや、車路に転落しないよう手すりを設置するなどの配慮が必要です。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。		同左	2-1 2-2
ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		同左	
イ 次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。		同左(ただし、視覚障害者移動等円滑化経路に限る。)	2-2
(ア) 段の上端及び下端に近接する部分		段の上端に近接する部分（ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通省が定める部分を除く。）	2-2
(イ) 車路に近接する部分		同左	
ウ 段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。		同左	2-2
(ア) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。		同左	2-2
a 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。		同左	2-2 6-2
b 手すりの高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。		同左	2-2 6-6
c 握りやすい形状とすること。		同左	6-5
d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。		同左	6-5 6-6
(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。		同左	6-4
(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。		同左	6-1 6-4

## 図2-1 敷地内の通路の整備例



## 滑りにくい仕上げ

## 整備基準 2-(1)-ア

- 路面の表面は乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくく、通行に支障となる凹凸のない仕上げとする。
- 車いすでは移動が困難となる砂利敷きや石畳は避けること。レンガやインターロッキング、磁器タイル等では目地部にも段差が生じないように施工する。

## 敷地内の通路の端

## 整備基準 2-(1)-ウ-(イ)

- ♥ 高低差の生じる場合は、手すりの設置や、その前後に色等の対比により変化をつけることが望ましい。

## キャッチブロックの敷設

## 整備基準 15-(1)

- 歩道上の視覚障害者誘導用ブロックの敷設については、別途、道路管理者（土木事務所等）との協議が必要となる。

移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路には以下の基準等も適用されます。

## 有効幅員

## 整備基準 2-(2)-ア

- 車いす使用者と歩行者が対面してすれ違うことができ、また、車いすが180度方向転換できる寸法として、手すりがあればその内法で140cmを確保する。

建築物内の廊下等の有効幅員との整合を図る。

- ♥ 道等から直接地上へ通ずる出入口に至る敷地内の通路の有効幅員は、車いす使用者同士が対面すれ違うことができるよう有効幅員180cm以上とすることが望ましい。

## 車いすが転回できる場所

## 整備基準 2-(2)-イ

- 支障なく車いすが転回するためには、有効幅員140cm以上必要となる。

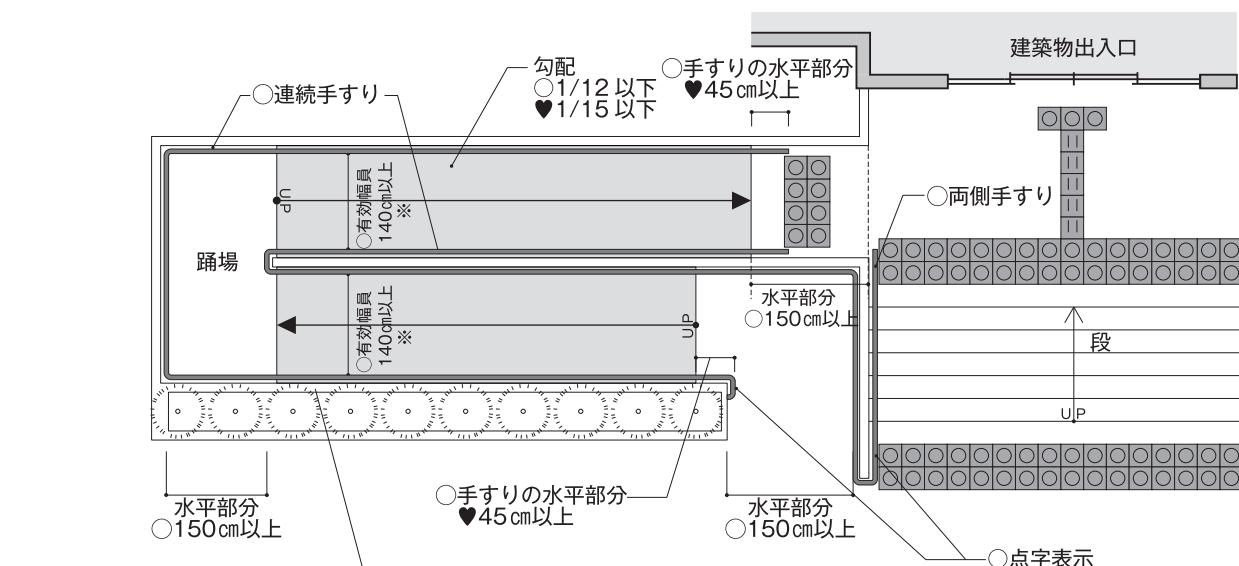
## 戸の構造

## 整備基準 2-(2)-ウ

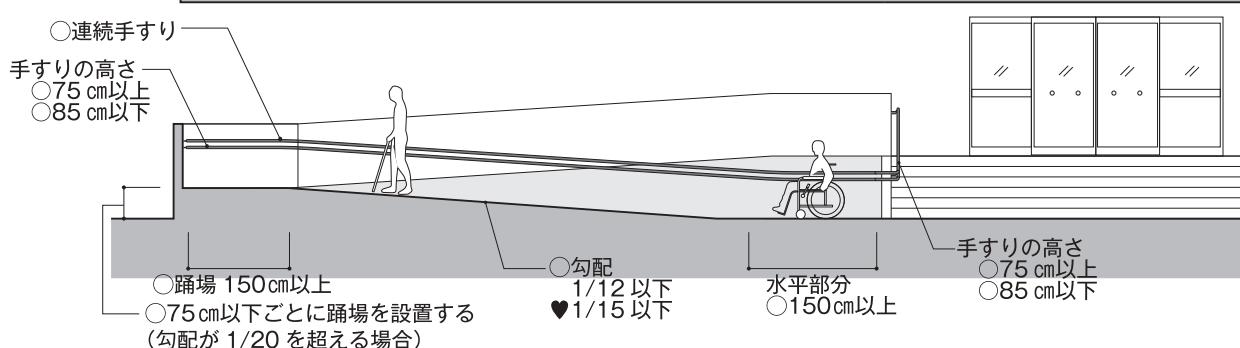
⇒「4 出入口」を参照

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(I)	回り段でないこと。	同左	6-3
	けこみ板を設けること。	同左	6-1、6-4
	段鼻には、滑り止めを設けること。	一	6-4
工	傾斜路は、次に掲げるものであること。	同左	
	(7) 勾配が12分の1を超える、又は高さが16センチメートルを超える、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。	同左	2-2 2-2 7-1
	a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	同左	6-2
	b 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	同左	6-1
	c 握りやすい形状とすること。	同左	6-5
	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	同左	6-5 6-6
	(1) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。	同左	7-1
(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。		同左	2-1 2-2
ア	幅は、140センチメートル以上とすること。	同左	7-1
イ	50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	同左	
ウ	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	
工	傾斜路は、次に掲げるものであること。	同左	
	(7) 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあっては、100センチメートル以上とすること。	同左	2-2 2-2 7-1
	a 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）が、120センチメートル以上	幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）が、75センチメートル以上とすること。	7-2
	b けあげの寸法が、18センチメートル以下	同左	7-2
	c 踏面の寸法が、26センチメートル以上	同左	7-2
	(1) 勾配は、12分の1を超えないこと。	同左	2-2 7-1

## 図2-2 敷地内の通路の整備例（傾斜路と段を設けた例）



♥ 傾斜路は、壁際に寄せ、ひさし、屋根等を設ける



## 段の構造

整備基準 2-(1)-ウ

⇒「6 階段」を参照

## 傾斜路の構造

整備基準 2-(1)-エ

⇒「7 傾斜路」を参照

## 手すりの構造

整備基準 2-(1)-ウ-(ア)、2-(1)-エ-(ア)

⇒「6 階段」を参照

## 点状ブロック等の敷設位置

整備基準 2-(1)-イ

- 段や傾斜路がある場合、段の上下端や傾斜の上端の付近に点状ブロック等の敷設が必要となる。

⇒「21 視覚障害者誘導用ブロック」を参照

移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路には以下の基準等も適用されます。

## 段に併設する傾斜路の幅員

整備基準 2-(2)-エ-(ア)、7-(2)-ア

- 移動等円滑化経路に段がある場合は、傾斜路等が必要となる。
- 傾斜路の有効幅員は、手すりの内側で140cm必要となる。  
ただし、併設する段が、有効幅員120cm以上（手すりの出幅が10cm以下の場合は、段の有効幅員に含まない。）、けあげ18cm以下、踏面26cm以上の場合は、傾斜路の有効幅員を手すりの内側で100cmとすることができる。

## 排水溝のふたの構造

整備基準 2-(2)-カ

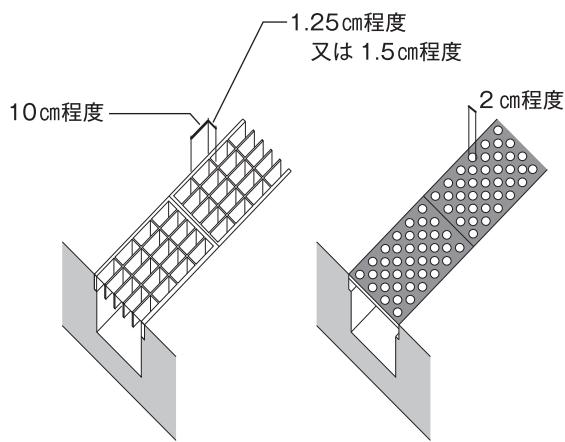
- 排水溝は、移動等円滑化経路であるか否かにかかわらず、通行の妨げになる場所には設けないことが望ましい。

	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(ワ)	高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	同左	2-2
(イ)	(1)工(ア)に定める構造の手すりを設けること。	同左。 ただし、高さが16センチメートル以下で、かつ、勾配が20分の1以下の傾斜路における転落のおそれがない部分を除く。	2-2 7-1
(オ)	両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。	同左	2-2 7-1
オ	傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。	同左	2-2
カ	排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。	同左	2-3
(3)	道等から利用居室、住戸又は住室までの経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における1の項(1)ア及び工並びに(2)の規定の適用については、1の項ア及び工中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。	令第18条第1項第1号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における(2)の規定は、令第18条第1項第1号における「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」を、「当該建築物の車寄せ」として適用する。	

(参考：関連条文) 政令第16条、政令第18条第2項第7号・第3項、政令第21条第2項、平成18年告示第1497号第5、規則別表第1の2（2の項）、規則別表第5（2の項）

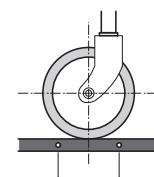
## 図2-3 排水溝の整備例

車いすの前輪が落下しない排水溝のふた



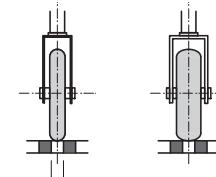
車いすの前輪が落下しない配慮寸法

車いすの前輪の大きさ



10cm程度の溝

手動車いす 電動車いす



ピッチ 1.25cm～1.5cmの溝

## 基本的な考え方

自動車は、高齢者、障害者等の外出の際、有効な交通手段です。特に、車いす使用者の移動には欠かすことができない手段となっています。計画の際には、設置位置、大きさ、サイン等について、車いす使用者への配慮が重要となります。

なお、車いす使用者用駐車施設の確保には、車いす使用者自身が運転する場合と同乗する場合を想定することも重要です。

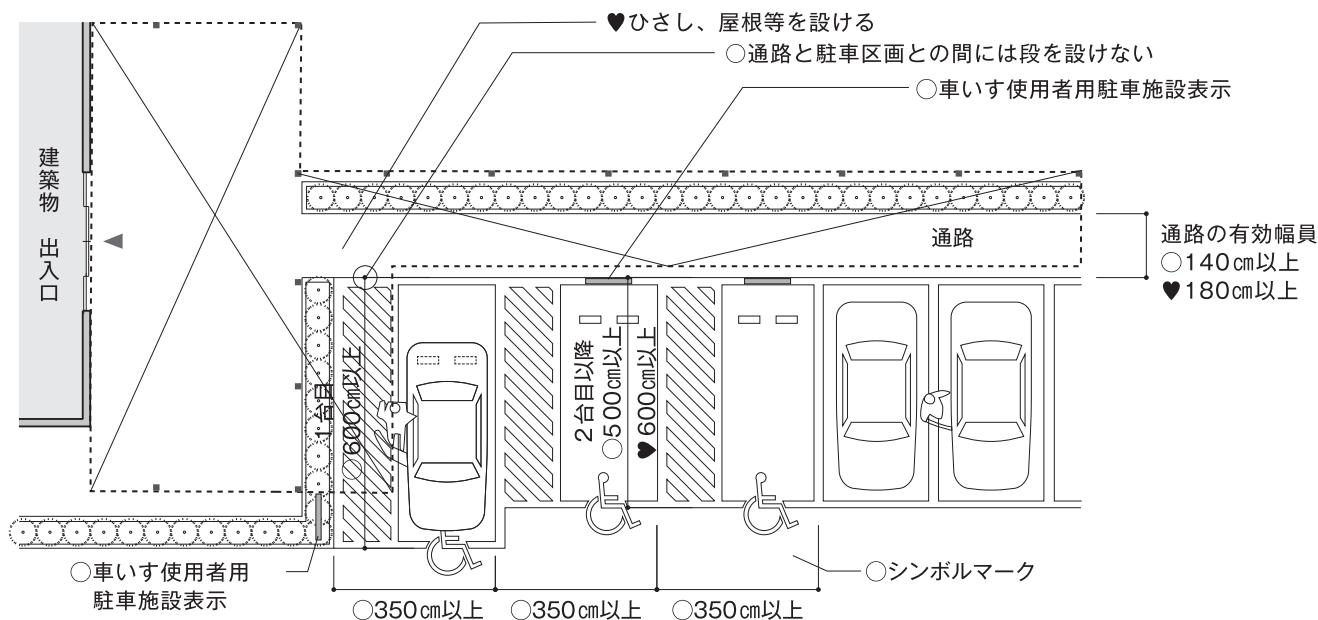


※JIS 規格の改正に伴い変更

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車いす使用者用駐車施設を1以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)設けなければならない。		同左	3-1
(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。		同左	3-1
ア 幅は、350センチメートル以上とすること。		同左	3-1
イ 奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車いす使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができます。		同左	3-1
ウ 1の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。		同左	3-1
エ 水平な場所に設けること。		同左	
オ 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。		同左	3-1 13-1
(3) 車いす使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車いす使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行わなければならない。		—	3-2 13-1

(参考：関連条文) 政令第17条、規則別表第1の2(3の項)、規則別表第5(3の項)

## 図3-1 駐車場の整備例



## 車いす使用者用駐車施設の設置数

## 整備基準 3-(1)

- 不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場がある場合は、車いす使用者用駐車施設を1以上設ける必要がある。
- 駐車台数（機械式駐車場を除く。）が100台を超えるような大規模な駐車場の場合は、車いす使用者用駐車施設は1箇所だけでは足りないので、駐車台数の総数の1/100以上設ける必要がある。

総駐車台数	車いす使用者用駐車施設の数
1 ~ 100台	1
101 ~ 200台	2
201 ~ 300台	3
301 ~ 400台	4
401 ~ 500台	5
⋮	⋮

## 車いす使用者用駐車施設の位置

## 整備基準 3-(2)-ウ、1-(1)-ウ

- 車いす使用者用駐車施設は、1-(1)-ウに規定する移動等円滑化経路を最短になるように、建築物の出入口に近接した位置に設けること。
- ♥ 駐車施設は建築物内に設けることが望ましい。
- ♥ ひさし、屋根等を設けることが望ましい。

## シンボルマークの表示

## 整備基準 3-(2)-オ

- 車が駐停車している時も、車いす使用者用駐車施設である旨が、明確に認識できる必要がある。そのため、枠線だけでなく、床面の駐車区画をまたいだ位置に駐車施設の「国際シンボルマーク」を表示する必要がある。

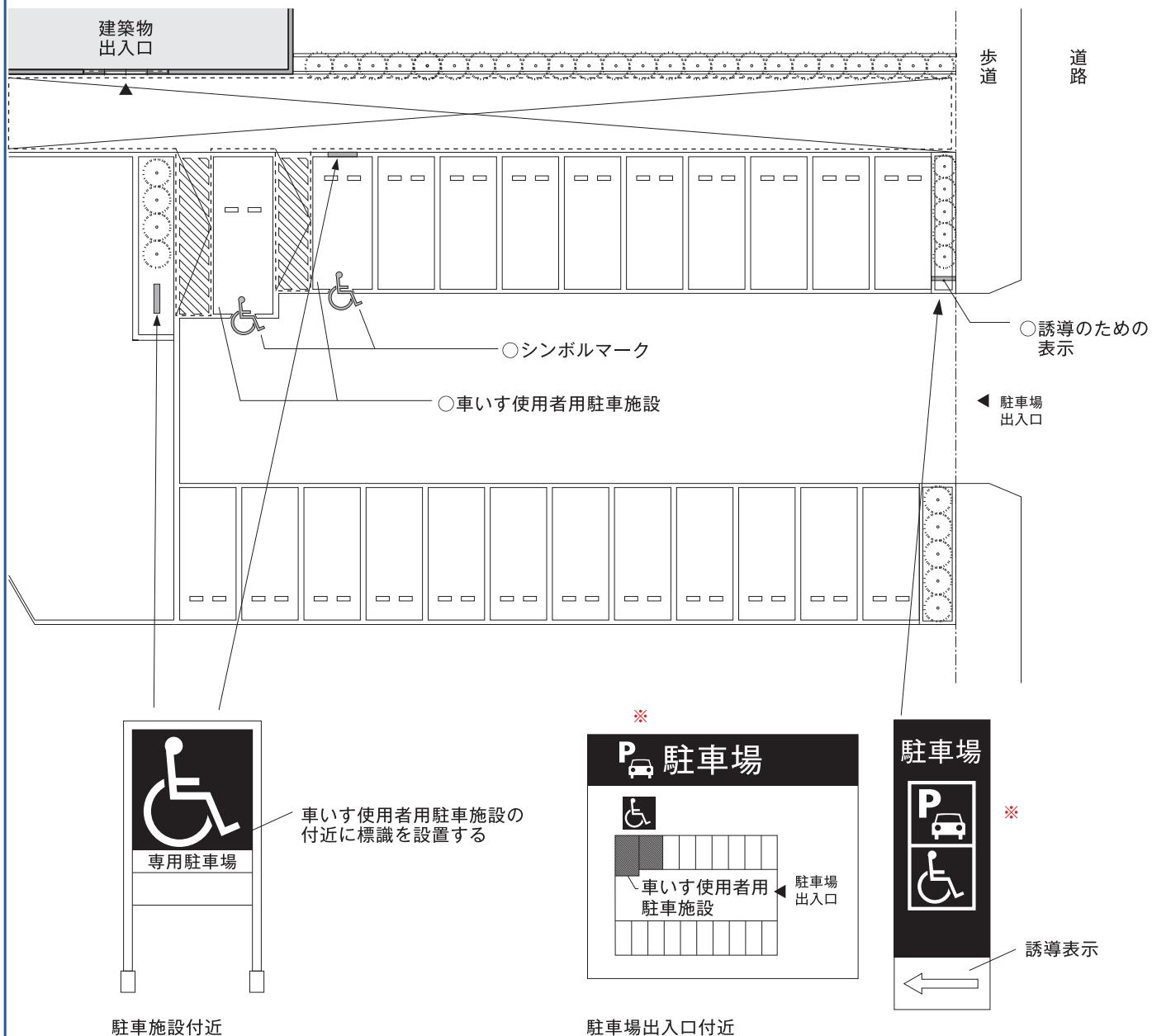
## 国際シンボルマークとゼブラゾーンの表示事例



駐車スペースのみ青色を塗布し、目立たせている。

参考：横浜ベイクォーター（横浜市神奈川区）

## 図3-2 駐車場の誘導表示の例



## 誘導のための表示

整備基準 3-(3)

- 車いす使用者用駐車施設へ迷うことなく到達できるよう、表示により誘導を行う必要がある。また、車路の分岐点がある場合には、車いす使用者用駐車施設のある方向へ誘導すること。
- 複数の車いす使用者用駐車施設がある場合、各駐車施設まで適切に誘導する。

## 標識

整備基準 13-(1), 13-(3)

- 駐車場出入口と車いす使用者用駐車施設の付近に、車いす使用者用駐車施設があることを示す標識を設置する必要がある。
- 駐車場出入口に車いす使用者が支障なく利用できる駐車施設の満空表示を設けることが望ましい。

## 車いす使用者用駐車施設のマナー

車いす使用者や杖使用者など、広いスペースを必要とする方は、ドアを全開にして乗り降りするため、一般の駐車区画は利用できません。このため、駐車場の管理者及び一般の利用者は、以下の点に配慮をお願いします。

**①一般の利用者は駐車をしないようにしましょう。**

車いす使用者や杖使用者など、広いスペースを必要とする方が使いやすいよう空間を確保しておきましょう。

**②カラーコーンなどを置かないようにしましょう。**

一般の利用者の駐車を防止するために、カラーコーンなどが置かれていることがあります。カラーコーンが置かれたままでは、車いす使用者等も駐車できません。車いす使用者などの必要な方がいつでも駐車できるようにしておきましょう。

### 車いす使用者の運転席からの乗降の様子(降車時)



① 車から車いすを出す

② 運転席の横に車いすを置く。



③ 運転席から身を乗り出す。



④ 車いすに移乗する。

### マナー啓発の表示の例



横浜ベイクオーター（横浜市神奈川区）

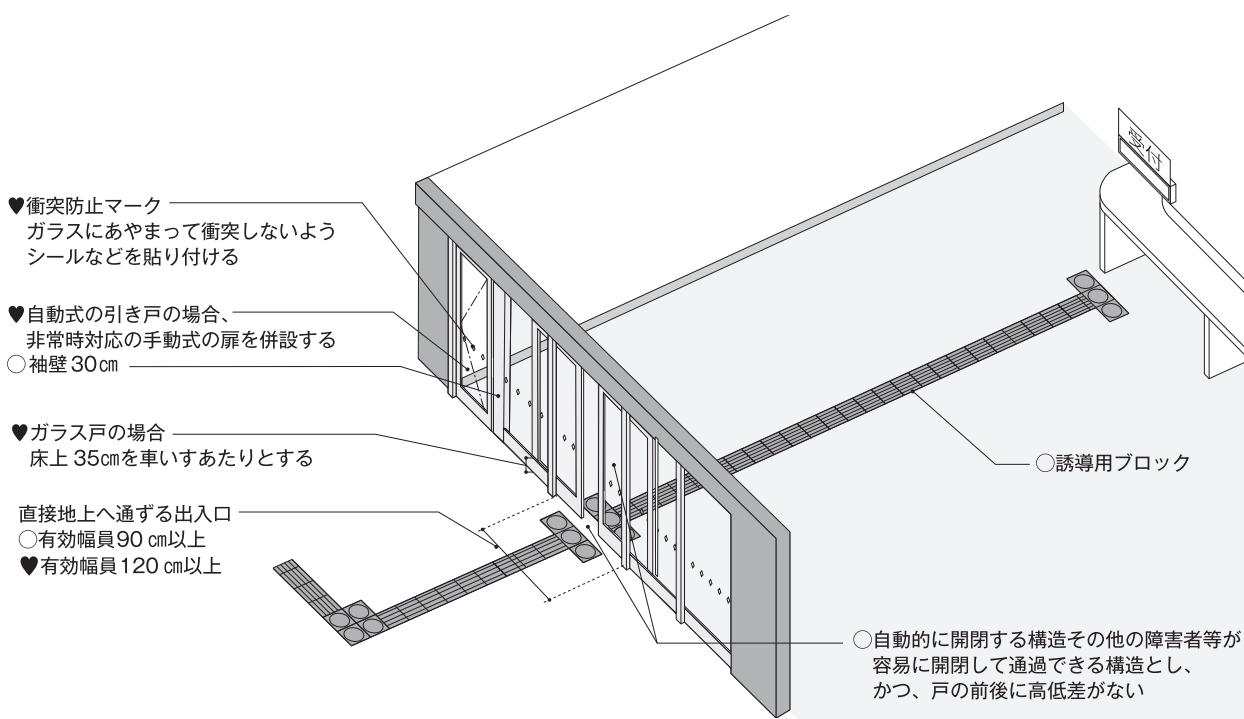
## 基本的な考え方

移動等円滑化経路を構成する出入口には、外部出入口、利用居室の出入口、便所の出入口等があります。高齢者、障害者等が円滑に通過することができるよう、幅員を確保し、戸を容易に操作できるようにするとともに、戸の開閉動作に必要な出入口まわりのスペースを確保するよう配慮しなければなりません。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものでなければならない。	同左	
(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、(2)に掲げるものを除く。	同左	4-1
(2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。	同左	4-2
(3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	4-1 4-2 4-3 4-4
(4) 戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。	—	4-3

(参考：関連条文) 政令第18条第2項第2号、規則別表第1の2(4の項)、規則別表第5(4の項)

## 図4-1 出入口の整備例



## 直接地上へ通ずる出入口以外の出入口の有効幅員

## 整備基準 4-(1)

- 直接地上に通ずる出入口以外の出入口（利用居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用客室などの出入口）の有効幅員は、車いすで通過できる最低寸法である80cm以上とする。
- 居室の出入口については、車いす使用者と横向きの人がすれ違うことのできる120cm以上とすることが望ましい。

## 直接地上へ通ずる出入口の有効幅員

## 整備基準 4-(2)

- 「直接地上に通ずる出入口」とは、外部出入口を指す。
- 「幅」とは、実際の有効幅員をいい、引き戸の場合は、引き残しを含めない寸法で計測する。
- 車いすで通過しやすい寸法として有効幅員90cm以上が必要である。
- 玄関など、主要な外部出入口の有効幅員は車いすと人が同時にすれ違うことのできる120cm以上とすることが望ましい。
- 外部出入口には、ひさし、屋根等を設けることが望ましい。また、必要に応じて、ひさし、屋根等には誘導鈴や音声案内装置を設けることが望ましい。
- 夜間などに管理事務所等へ連絡できるインターホンなどの装置を設置することが望ましい。

## 戸の構造

## 整備基準 4-(3)

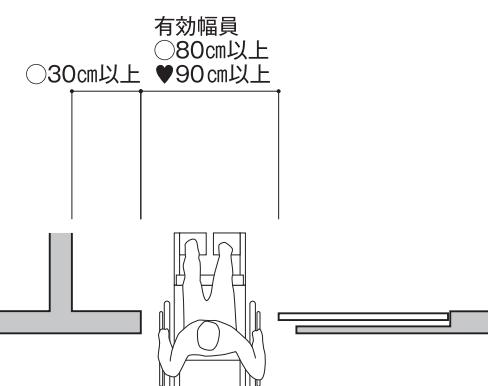
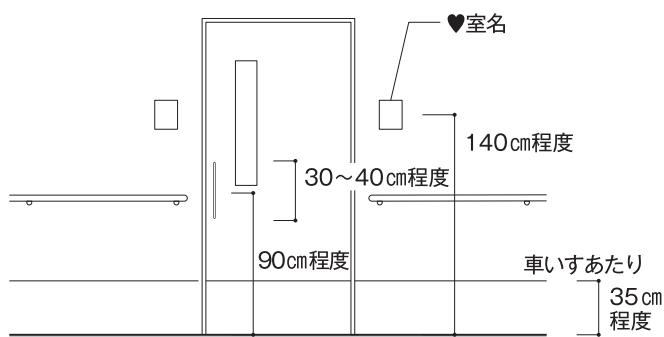
- 戸の開閉動作のしやすさは、開き戸より引き戸が利用しやすく、また、手動式より自動式が安全で使いやすい。
- 手動式の引き戸とする場合は、上吊り形式にするなど、軽く開閉できるものとする。
- 自動式の引き戸の場合は、戸の開閉速度や感知範囲を、高齢者、障害者等が利用しやすいように設定することが望ましい。
- 手動式の扉を開き戸とする場合は、開閉速度を調節するため、ドアチェックを設ける。
- 回転扉は設置しないことが望ましいが、設置する場合は、引き戸等を併設することが望ましい。

## 防災上・安全上の配慮について

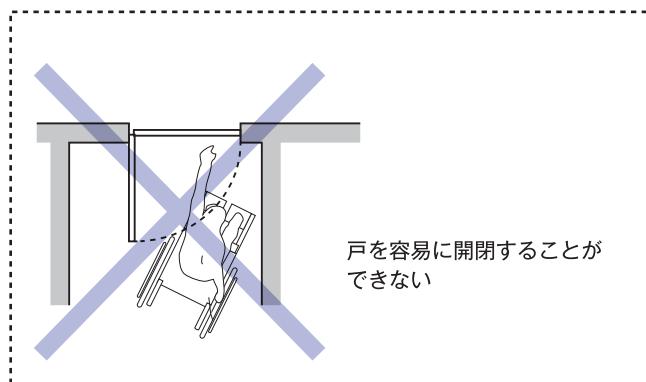
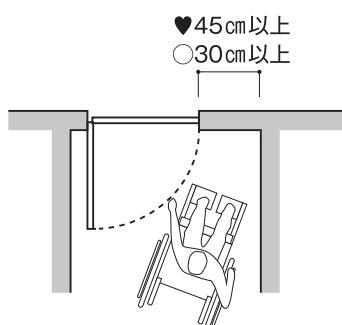
- 自動式の引き戸を設けた場合には、防災上の観点から手動扉を併設することが望ましい。
- 戸が透明な場合は、衝突を防止するため、横線や模様で識別できるようにすることが望ましい。
- ガラス戸の場合は、床上35cmまでを車いすあたりとすることが望ましい。

## 図4-2 車いす使用者のための開閉スペースの設置

## ■引き戸の場合



## ■開き戸の場合

容易に開閉して通過できる構造  
(戸の前後のスペース)

## 整備基準 4-(3)

- 手動扉の前後では、引き戸の場合は 150cm 以上、開き戸の場合は、建具幅+150cm 以上の水平なスペースを設けると扉を容易に開閉できる。
- ♥ 戸の前後に水平面を設ける場合は 200cm 以上とすることが望ましい。
- ♥ 廊下に面した外開き戸には、通行の支障にならないようアルコーブを設けるなどの配慮をすることが望ましい。

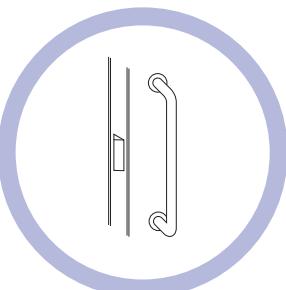
⇒「5 廊下等」を参照

## 袖壁

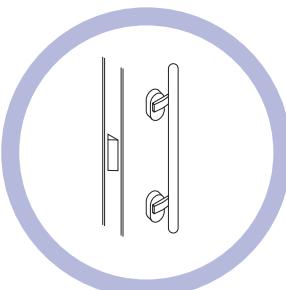
## 整備基準 4-(4)

- 戸の開閉の際、車いす使用者が戸の取っ手の側まで近づくために、戸の横に30cm以上の袖壁を設ける必要がある。
- ただし、自動式の引き戸で、車いす使用者にとって利用しやすい位置に開閉ボタンの位置を設けた場合は、袖壁は不要である。
- ♥ 車いす使用者が戸を開閉しやすいように、開き戸の場合は、袖壁を45cm以上を確保することが望ましい。

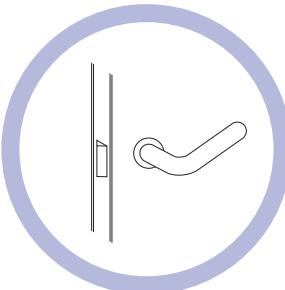
## 図4-3 使いやすい取っ手



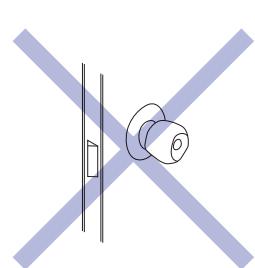
棒状



プッシュプルハンドル



レバーハンドル



握り玉

## 取っ手の構造

## 整備基準 4-(3)

- 円形（握り玉）は、操作が困難な人もいるので避け、レバーハンドル、プッシュプルハンドル、又は棒状のものとする。
- 取っ手は、高齢者、障害者等が使いやすい高さとして、原則、床面から90cm程度に設ける。

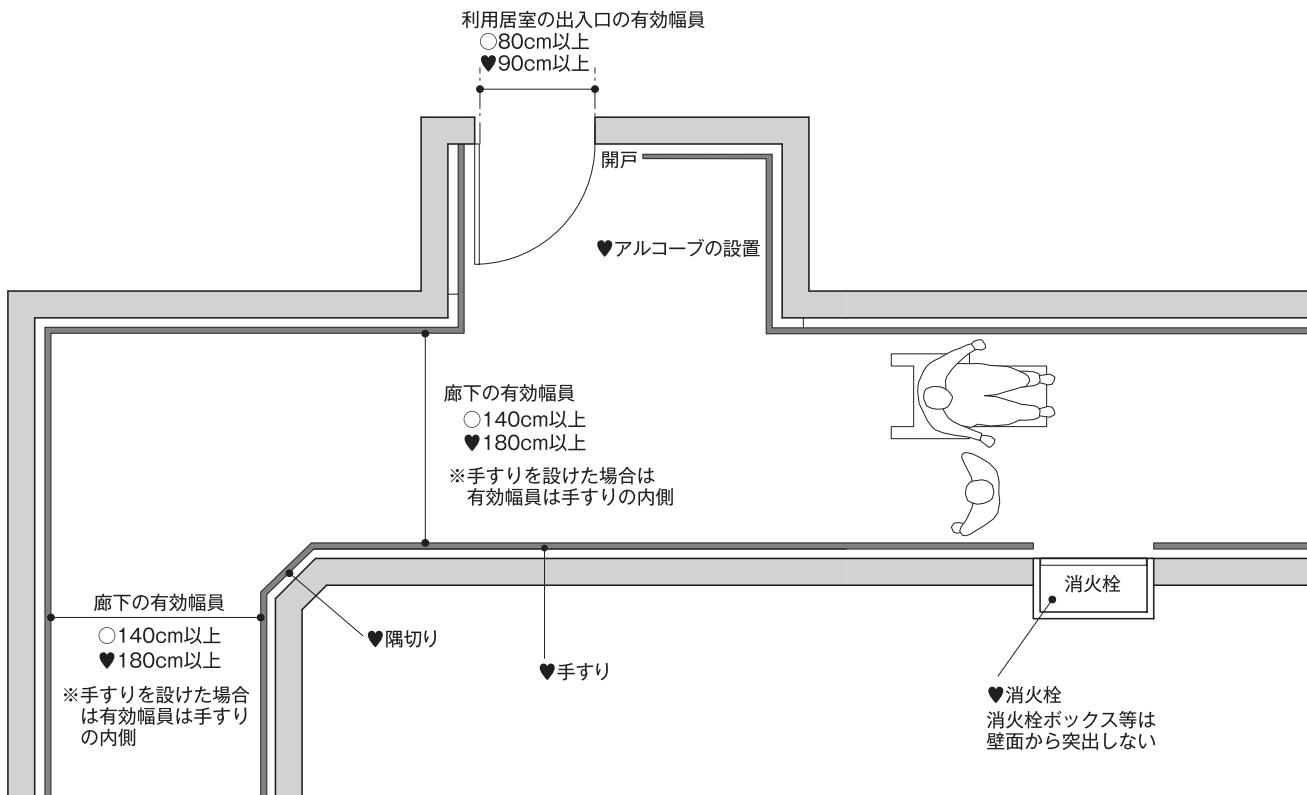
## 基本的な考え方

廊下等（玄関、ホール等を含む）は、外部出入口から目的とする利用居室、便所等へのアプローチとして重要な部分であり、円滑に車いす使用者と歩行者が相対してすれ違うことができ、車いすが180度方向転換できるだけの幅が必要です。そのため備品類の設置は通行の支障とならないよう配慮する必要があります。

また、階段付近には、視覚障害者に配慮し、点状ブロックの設置が必要です。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		同左	
イ 階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超えず、又は高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分を除く。	階段の上端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。		
(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア 幅は、140センチメートル以上とすること。		同左	5-1
イ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。		同左	5-1
ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。		同左	

## 図5-1 廊下等の整備例



## 滑りにくい仕上げの構造

## 整備基準 5-(1)-ア

- 絨毯の場合は毛足の長いものは避けること。

## アルコープ

- 廊下に面した外開き戸には、通行の支障にならないようアルコープを設けるなどの配慮をすることが望ましい。

移動等円滑化経路を構成する廊下等には以下の基準等も適用されます。

## 車いすの転回に支障がない場所

## 整備基準 5-(2)-イ

- 支障なく車いすが転回するためには、有効幅員140cm以上必要となる。

## 授乳室・おむつ交換場所

## 整備基準 5-(2)-カ、キ

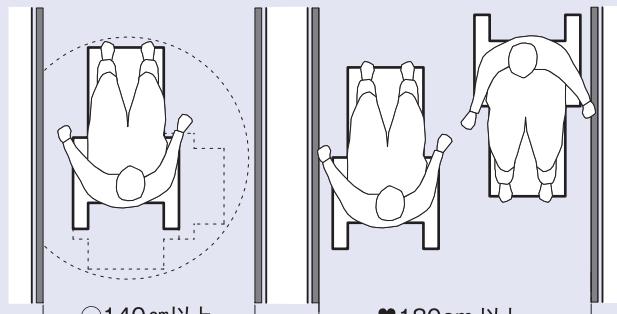
- 幼児連れの利用者に配慮して、授乳室・おむつ交換場所を1以上設けることとする。

⇒「20 乳幼児連れ利用者に配慮した設備」を参照

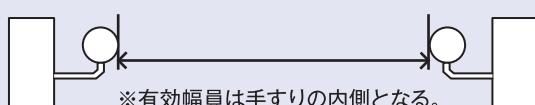
## 有効幅員の確保

## 整備基準 5-(2)-ア

- 移動等円滑化経路を構成する廊下等の有効幅員は、車いす使用者と歩行者が相対してすれ違うことができ、車いすが180度方向転換できるだけの幅として140cm以上とする必要がある。



- 廊下等に手すりがある場合の有効幅員は、その内側となる。  
(階段の場合の考え方とは異なる。)
- ベンチ等を設置する場合も、幅員の確保に配慮すること。
- 車いす使用者同士が、容易にすれ違うことのできる有効幅員として、180センチメートル以上を確保することが望ましい。
- 高齢者、障害者等の通行に配慮し、必要に応じて手すりを設けることが望ましい。
- 柱、消火栓ボックス等は壁面から突出しないように配慮することが望ましい。
- 曲がり角部分は危険防止のため隅切り等の設置が望ましい。



## 排水溝のふたの構造

## 整備基準 2-(2)-カ、5-(2)-オ

⇒「2 敷地内の通路」を参照

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
工	傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。	同左	7-1
オ	排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設けること。	同左	2-3
カ	授乳ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。  ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	同左  ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	
キ	おむつ交換ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。  ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	同左  ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	

(参考：関連条文) 政令第13条、政令第18条第2項第3号、平成18年告示1497号第1、規則別表第1の2(6の項)、規則別表第5(6の項)

## 滑り抵抗係数

床の滑りについては、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 平成24年度（編集：国土交通省）」にも掲載されています。床の材料及び仕上げは、床の使用環境を考慮した上で、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとします。以下の「滑り抵抗係数の推奨値」を参考に適切な材料、床材とすることが重要です。

表-1 履物着用の場合の滑り 日本建築学会の推奨値（案）※

床の種類	単位空間等	推奨値（案）
履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床	C.S.R=0.4 以上
	傾斜路（傾斜角： $\theta$ ）	C.S.R - $\sin \theta = 0.4$ 以上
	客室の床	C.S.R=0.3 以上

表-2 素足の場合の滑り 日本建築学会の推奨値（案）※

床の種類	単位空間等	推奨値（案）
素足で動作し大量の水や石鹼水などかかる床	浴室（大浴場）、プールサイド、シャワー室・更衣室の床	C.S.R · B=0.7 以上
	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R · B=0.6 以上

※(社)日本建築学会材料施行委員会内外装工事運営委員会 床工事WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』(2008年6月)

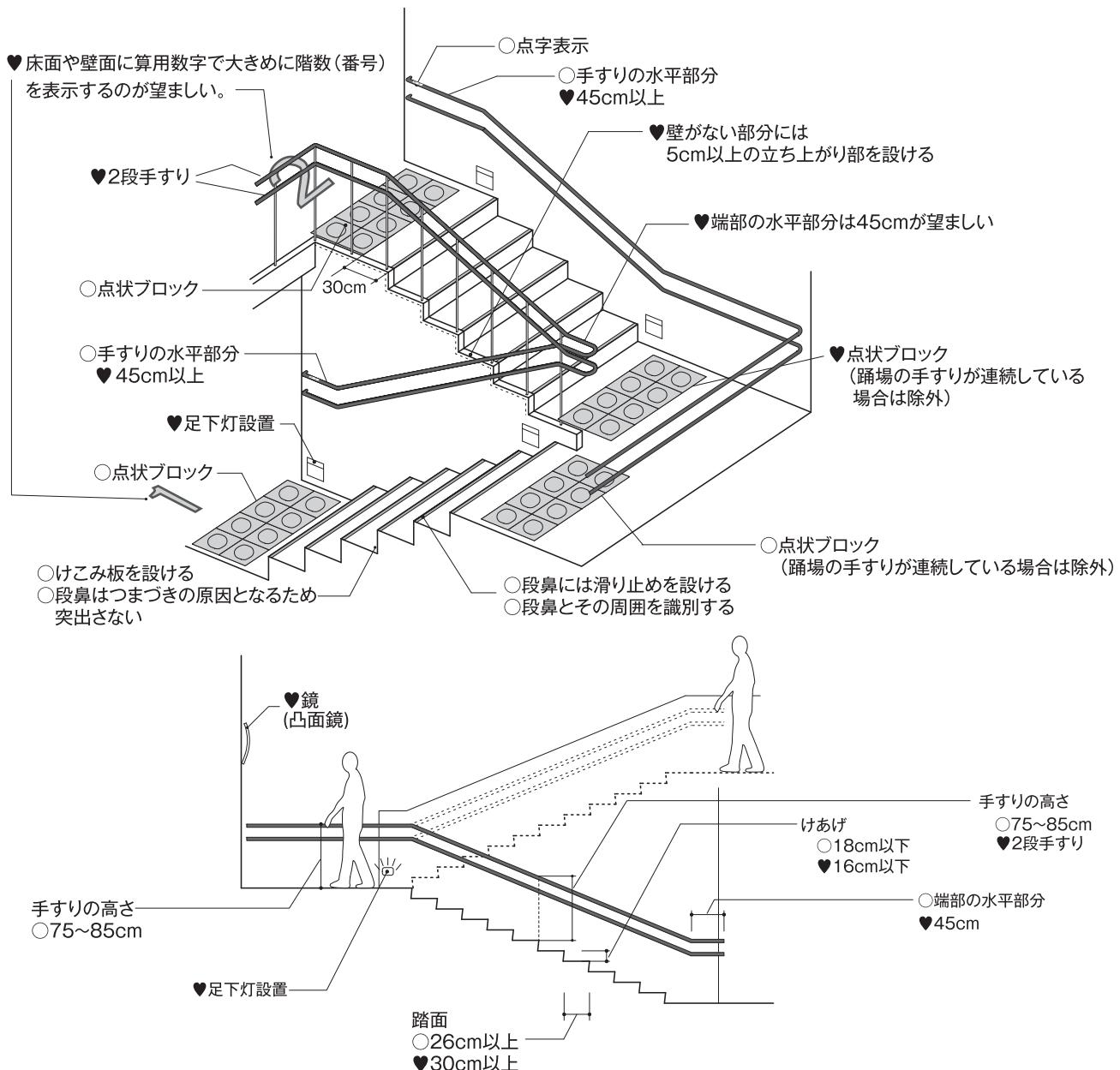
## 基本的な考え方

階段は、杖使用者、視覚障害者、高齢者等にとって、転落や転倒事故の危険性が高い場所であることから、適切なけあげと踏面、幅員を確保し、滑り止めや手すりを設置し、安全対策に留意します。



指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
<b>(1)</b> 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
<b>ア</b>	両側に、2の項(1)ウ(ア)に定める構造の手すりを設けること。	同左	6-1 6-5 6-6
<b>イ</b>	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	同左	6-1
<b>ウ</b>	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。	同左	6-1 6-4
<b>エ</b>	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	同左	6-1 6-4
<b>オ</b>	段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。	同左。 ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	6-1 6-2
<b>カ</b>	回り階段ないこと。	同左	6-3
<b>キ</b>	けあげの寸法は、18センチメートル以下とすること。	同左	6-1 6-4
<b>ク</b>	踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。	同左	6-1 6-4
<b>ケ</b>	幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上とすること。	同左	6-2
<b>コ</b>	けこみ板を設けること。	同左	6-1 6-4
<b>サ</b>	段鼻には滑り止めを設けること。	—	6-1 6-4

## 図6-1 階段の構造



#### 手すりの高さ

整備基準 6-(1)-ア、2-(1)-ウ-(ア)、2-(1)-エ-(ア)  
7-(1)-ア、7-(2)-エ

- 手すりの高さの測り方は、階段の踏面の先端（段鼻）から、垂直に手すりの上端までの高さを計測する。  
手すりの高さは、75cm～85cmとする。
  - 高齢者や子供に配慮し、2段手すり（上段80～85cm下段65cm）を設けることが望ましい。

立ち上がり部

♥ 階段側面は両面とも壁であることが望ましい。壁がない場合には杖の先が落ち込まないように5cm以上の立ち上がり部を設けることが望ましい。

階数の表示

床面や壁面に算用数字で大きめに階数(番号)を表示するのが  
望ましい。

### 滑りにくい仕上げの構造

整備基準 6-(1)-イ

- 特に杖使用者の安全を考慮して、踏面の仕上げは滑りにくいものとする。

金属製のすべり止めは杖が滑るので避けることが望ましい。

## 点状ブロック等の敷設位置

整備基準 5-(1)-イ

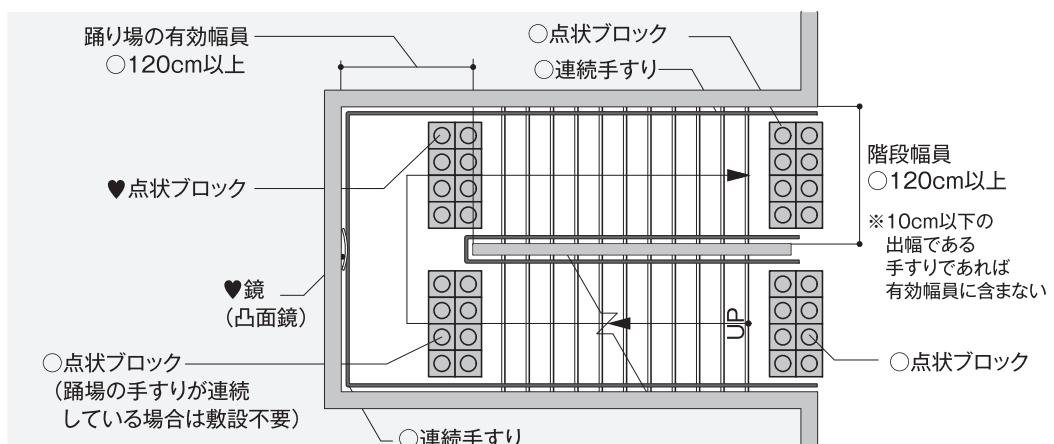
- 廊下に接続する踊場には、階段の上下端に点状ブロックの敷設が必要となる。

⇒「21 視覚障害者誘導用ブロック」を参照

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(2) (1)力の規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。	同左	
(3) (2)の規定にかかわらず、(1)力の規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合であって、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。	同左	
(4) (1)キからサまでの規定は、8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段のうち1以上が適合すれば足りることとする。	(1)キからコまでの規定は、令第18条第2項第5号及び8の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている建築物の場合は、適用しない。	

(参考:関連条文) 政令第12条、平成18年告示第1497号第2、規則別表第1の2(6の項)、規則別表第5(6の項)

## 図6-2 踊場の構造



### 有効幅員

整備基準 6-(1)-ケ

- 杖使用者や介助者等も一緒に利用可能な有効幅員を確保するため、有効幅員で120cm以上必要である。
- 階段の有効幅員には、建築基準法と同様に、出幅10cm以下の手すりは含まない。
- 階段の有効幅員は、130cm以上であることが望ましい。



階段の踊場に凸面鏡をつけてほしいです。  
聴覚障害者は足音が聞こえません。反対側の階段から来る人とぶつかって、ケガをすることがあります。

### 手すりの連続性

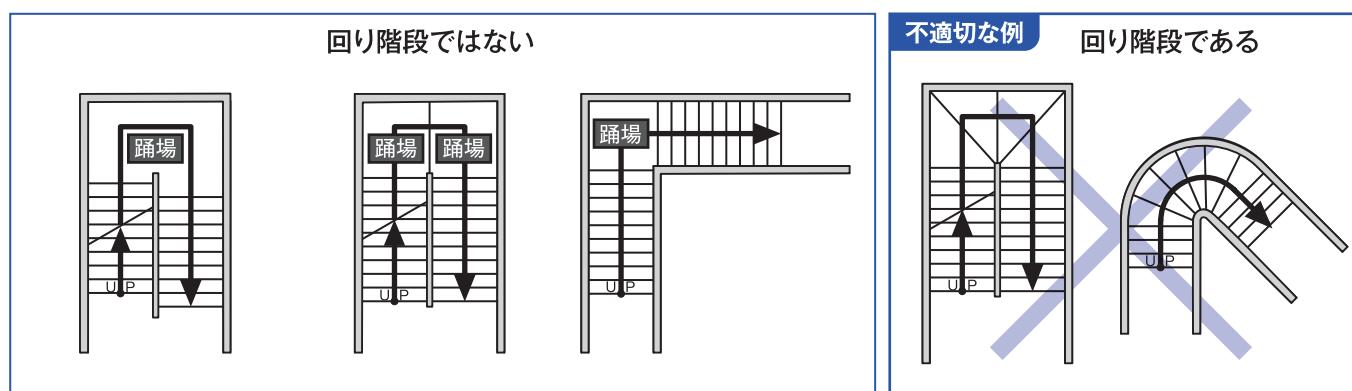
整備基準 6-(1)-ア、2-(1)-ウ-(7)-a

- 手すりは、階段の「両側」に設ける必要がある。
- 階段の構造を把握できるため、踊場にも連続して手すりを設置する必要がある。

### 踊場への配慮(鏡の設置)

踊場の壁面には、鏡を設けること等により、衝突防止の配慮をすることが望ましい。

## 図6-3 回り階段について

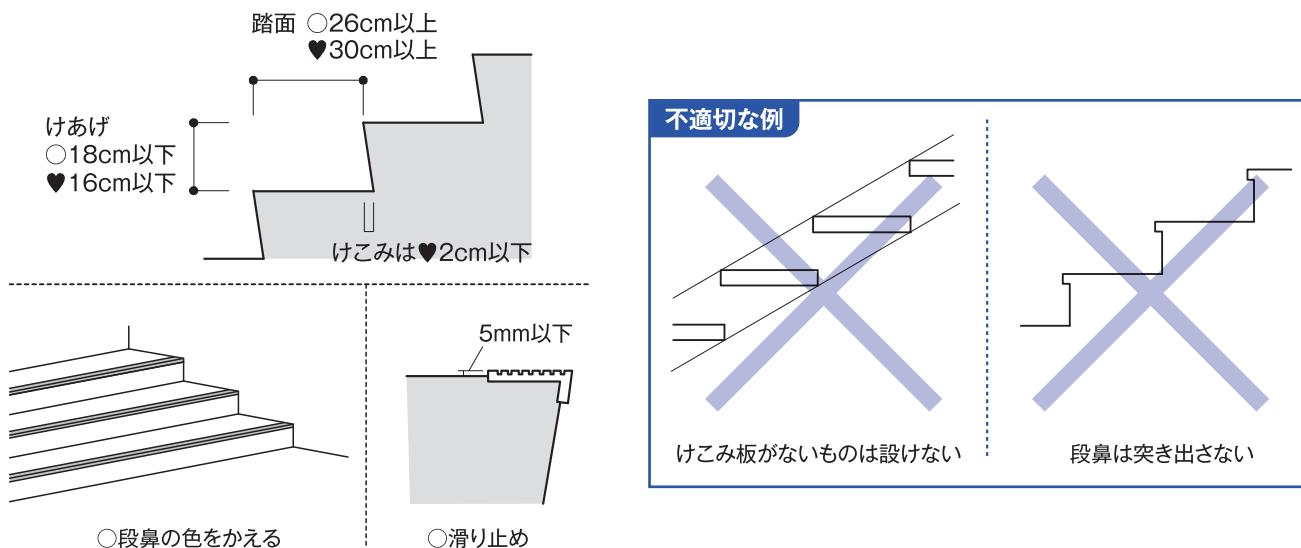


## 回り階段の禁止

## 整備基準 6-(1)-カ

- 「回り階段」とは、「らせん状の階段」や「踊場部分に段を設けた階段(回り段)」のことである。
- らせん状の階段や回り段は、外側と内側での踏面の寸法が異なり、段を踏はずしてしまう危険があり、視覚障害者も方向感覚を失いやすいため、好ましくない。

## 図6-4 段の構造



## 段を容易に識別できること

## 整備基準 6-(1)-ウ

- 「段を容易に識別できるもの」として、段鼻とその周囲との明度、色相又は彩度を大きくすること。
- ♥ 段を識別しやすいよう十分な照明に配慮し、必要に応じ、足元灯等を設置するのが望ましい。

## けこみ板の構造

## 整備基準 6-(1)-コ

- 「けこみ板を設ける」とは、階段のけあげ部分を板等でふさぐことで、足や杖がひっかかるのを防止するための規定である。
- ♥ けこみは、2cm以下が望ましい。

## 踏面の構造

## 整備基準 6-(1)-ク

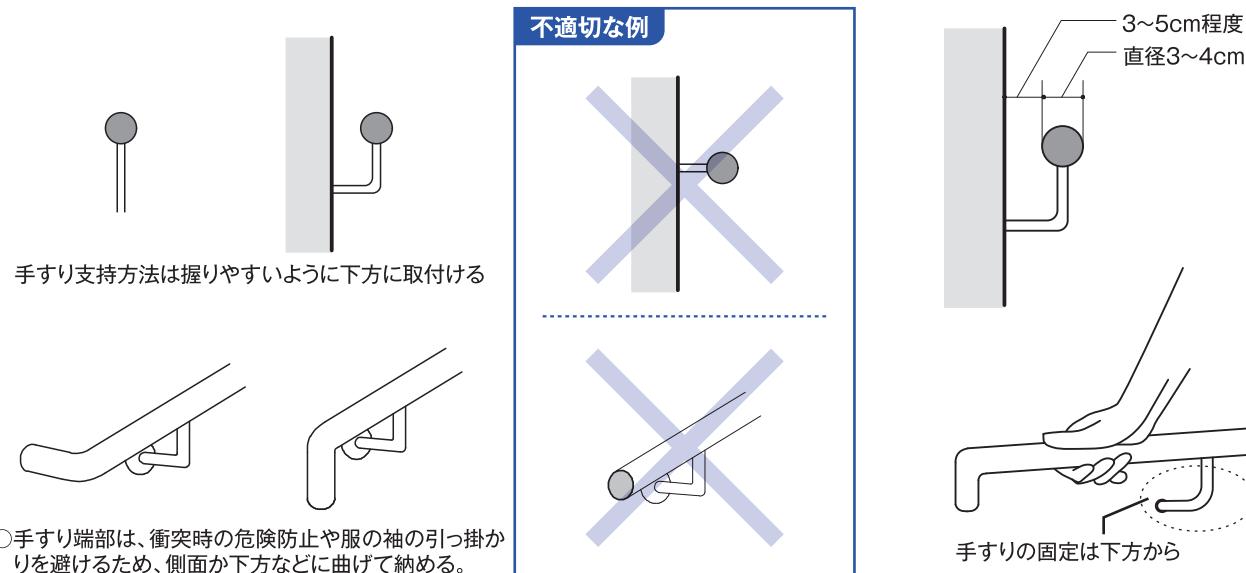
- 転落、転倒等の事故が多い場所であることを留意し、段を踏みはずしにくく、利用しやすい踏面の寸法を 26cm 以上とすること。
- ♥ 踏面は 30cm 以上が望ましい。

## けあげの構造

## 整備基準 6-(1)-キ

- 高齢者、障害者等の利用に配慮し、登りやすい緩勾配を確保するため、けあげの寸法を 18cm 以下とすること。
- ♥ けあげは、16cm以下が望ましい。

## 図6-5 手すりの形状、固定方法、端部納まり



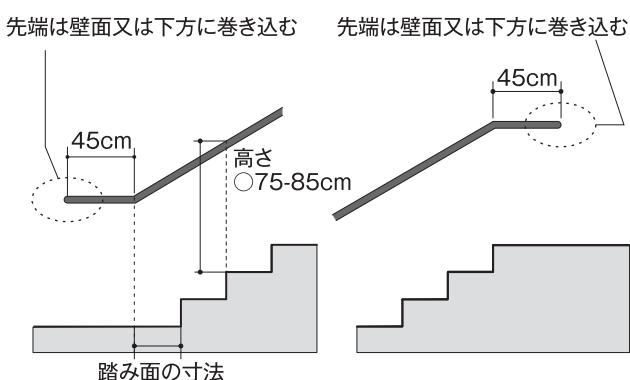
## 手すりの構造

整備基準 2-(1)-ウ-(7)、2-(1)-エ-(7)、6-(1)-ア、7-(1)-ア、7-(2)-エ

- 手すりは、平たんな部分にあっては安全に身体を支え、休むことができる構造とする。
- 握りやすい形状には、安全に身体を支えられる強度を持ち、そのために「握る」動作がしっかりとできる円形がよい。
- 円形の場合は、原則として、断面の直径を3~4cm程度とする。なお、壁面と手すりのあきは3~5cm程度とする。

## 図6-6 手すりの構造（始終端部の構造など）

## 階段手すりに設けられた点字表示



## 手すりの始終端部の構造

整備基準 2-(1)-ウ-(7)、2-(1)-エ-(ア)、  
6-(1)-ア、7-(1)-ア、7-(2)-エ

- 手すりの始終端部は、次の動作への移行をスムーズに行えるよう水平部分を設け、端部は壁面又は下方に巻き込む必要がある。

手すり始終端部の水平部

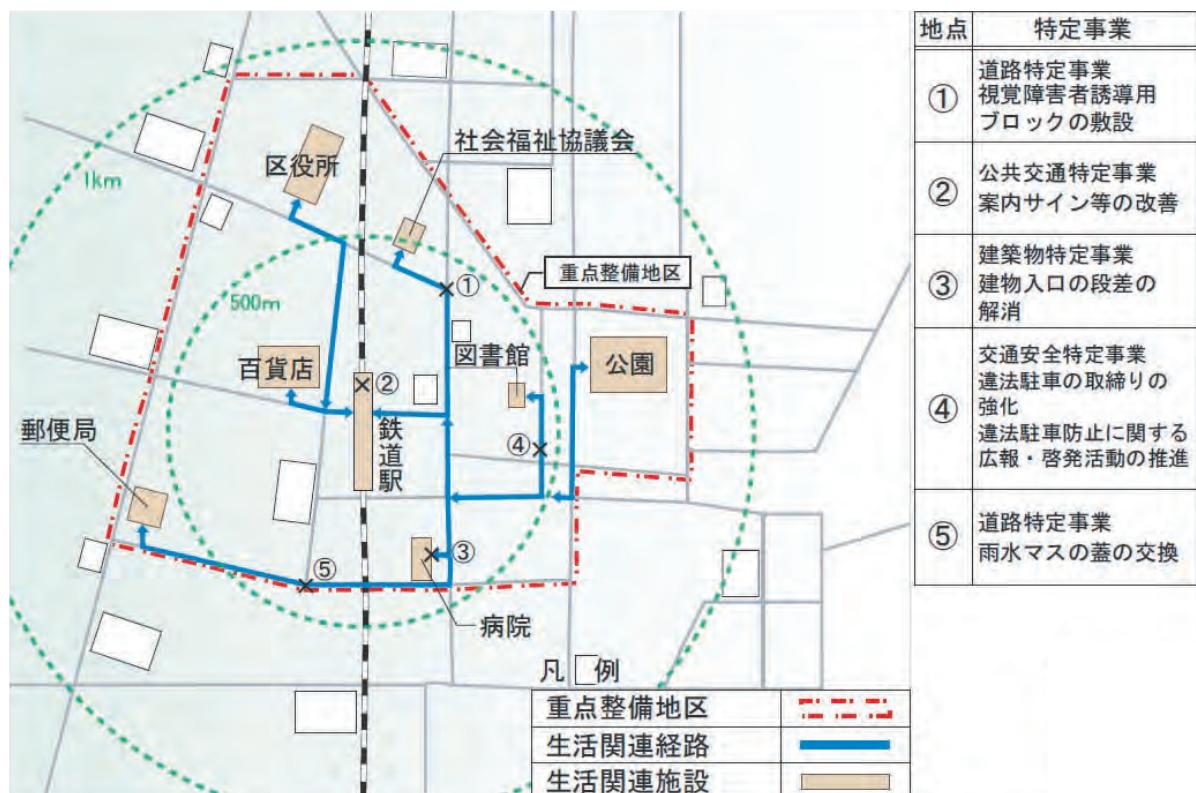
## 面的整備（バリアフリー基本構想）

条例の理念が示すように、すべての人が安心して自由に行動できるようにするためには、個々の建物や特定の道路だけでなく、行動範囲全体が面的に整備され、バリアフリーになることが必要です。またハードな空間整備だけでは不十分な場合も多いため、人々が理解し支え合うソフトな仕組みづくりも重要です。

このため、横浜市では条例に基づき、モデル的に福祉のまちづくりを進める重点推進地区事業を、関内駅周辺地区、磯子駅周辺地区、鶴見区寺尾地区等6つの地区でハード・ソフト両面から実施するとともに、「高齢者、障害者移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づき、市民の皆さまがよく利用する施設が集積した地区を対象に、公共施設、交通機関、建築物、道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する「バリアフリー基本構想」の策定を進めています。

また、バリアフリー法では基本構想の提案制度が定められています。提案制度とは、市民の皆さまがバリアフリー基本構想の素案を作成して、横浜市に対して提出することで、基本構想の新規作成や既存の基本構想の変更を提案することができる制度です。

横浜市では、提案制度を活用していただくための手引きとして「横浜市バリアフリー基本構想作成等の提案の手引き」を作成しています。



重点整備地区：生活関連施設や生活関連経路についてバリアフリー化が特に必要な地区

生活関連施設：高齢者・障害者などが多く利用する施設

生活関連経路：生活関連施設間を結ぶ主要な経路

特定事業：バリアフリー化のために実施する事業

## 基本的な考え方

傾斜路は、車いす使用者はもとより、高齢者やベビーカーの通行等にも有効です。安全かつ円滑に昇降できるよう、適切な勾配や有効幅員を確保し、踊場や手すりの設置などに配慮する必要があります。



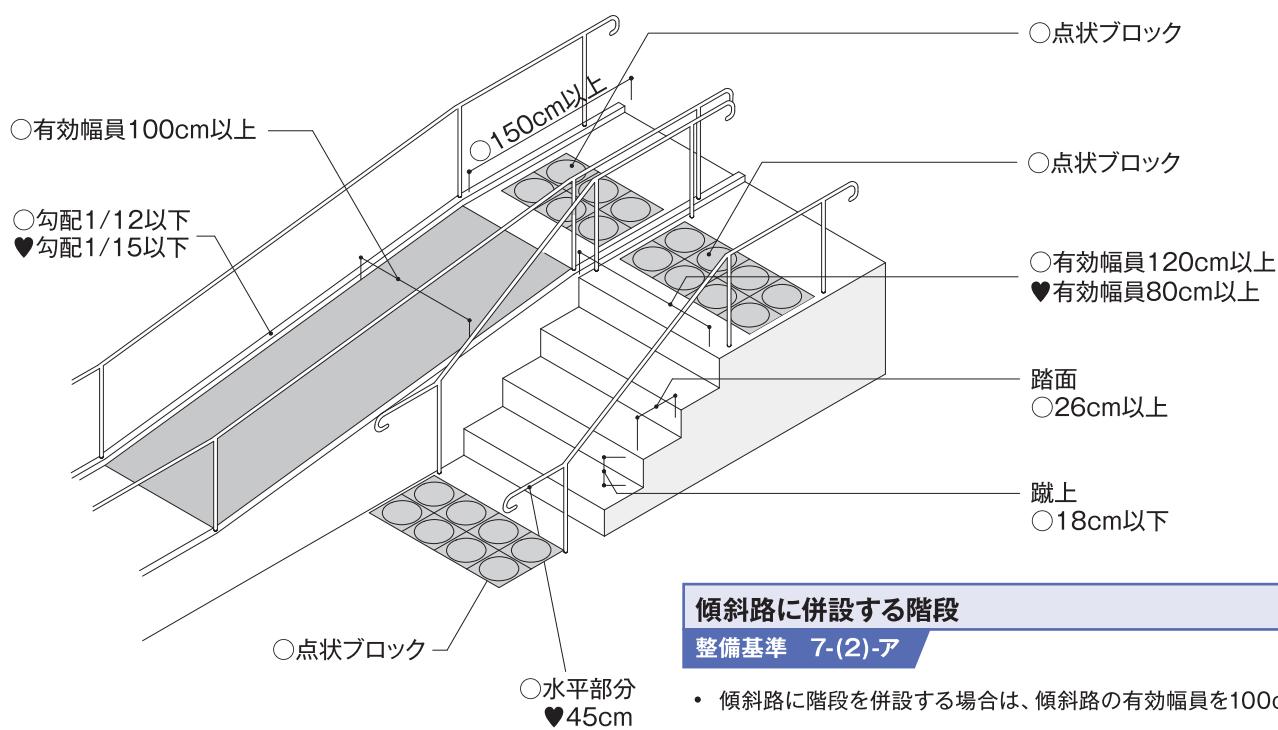
指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
<b>(1)</b> 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	勾配が12分の1を超える傾斜がある傾斜路には、2の項(1)工(ア)に定める構造の手すりを設けること。	同左	6-5 6-6 7-1
イ	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	同左	7-1
ウ	その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。	同左	7-1
エ	傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の1を超える、若しくは高さが16センチメートルを超える、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。	同左。 ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。	7-1 7-3



指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる階段に併設するものにあっては100センチメートル以上とすること。	同左	7-1 7-2 7-3
	(7) けあげの寸法が、18センチメートル以下	同左	7-2
	(1) 踏面の寸法が、26センチメートル以上	同左	7-2
	(ウ) 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）は、120センチメートル以上	—	7-2
イ	勾配は、12分の1を超えないこと。	同左	7-1 7-2 7-3
ウ	高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	同左	7-1 7-3
エ	2の項(1)工(7)に定める構造の手すりを設けること。	同左 ただし、高さが16センチメートル以下で、かつ、勾配が20分の1以下の傾斜路における転落のおそれがない部分を除く。	6-5 6-6 7-1
オ	両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。	同左	7-1

(参考：関連条文) 政令第13条、政令第18条第2項第4号、平成18年告示第1497号第3、規則別表第1の2（7の項）、規則別表第5（7の項）

## 図7-2 階段に併設する場合



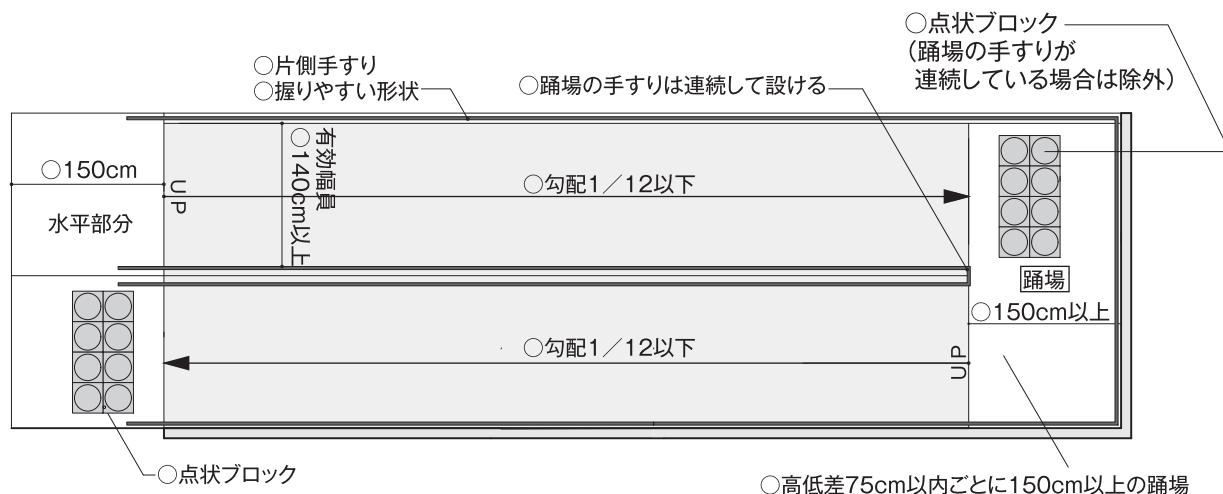
## 傾斜路に併設する階段

整備基準 7-(2)-ア

- 傾斜路に階段を併設する場合は、傾斜路の有効幅員を100cmとすることができる。
- なお、併設する階段については、7-(2)-アにするとおり、けあげ、踏面、有効幅員について規定を満たす必要がある。

⇒「6 階段」を参照

## 図7-3 折れ曲がる傾斜路の場合



## 水平部分

- 傾斜路が直角その他の角度で曲がる場合には、方向が変わる場所に水平部分や踏場を設ける。

⇒「6 階段」を参照

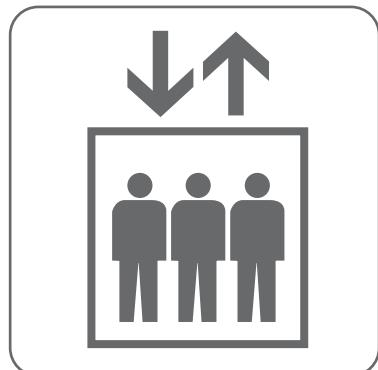
## 点状ブロック

整備基準 7-(1)-エ

⇒「21 視覚障害者誘導用ブロック」を参照

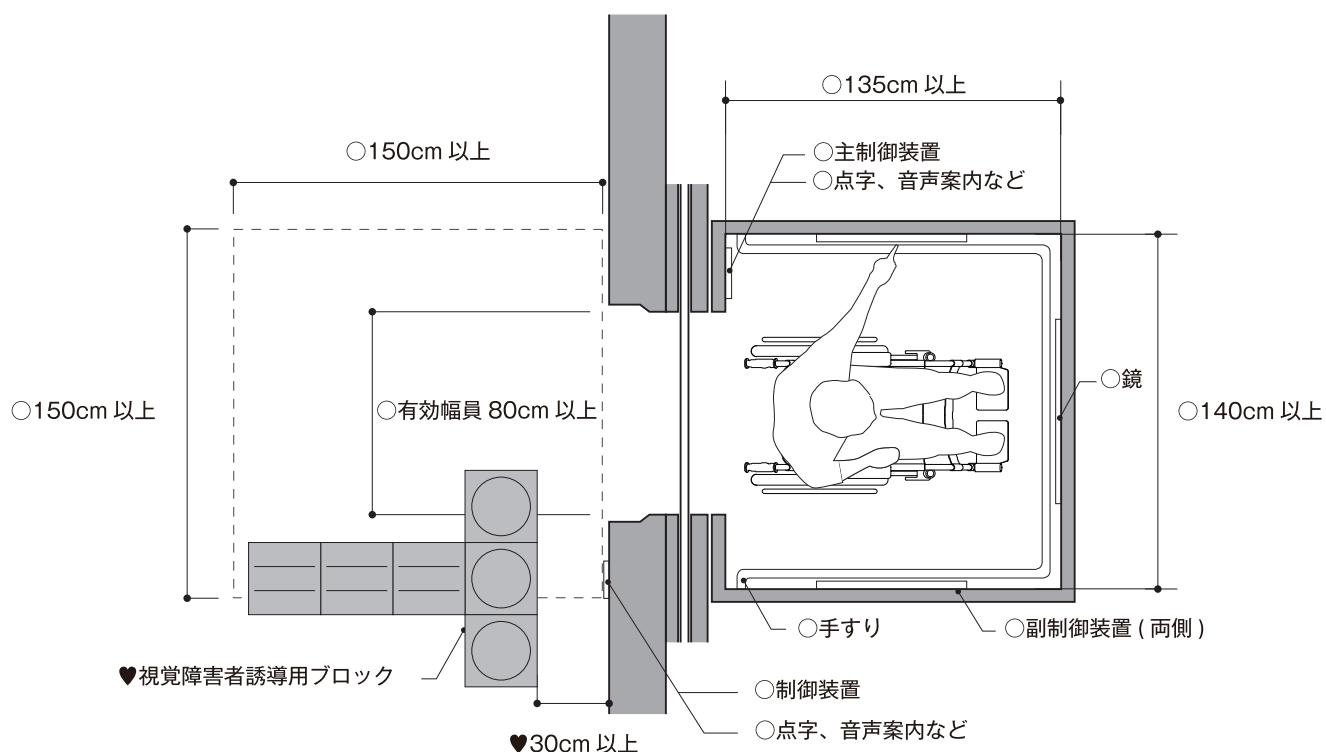
## 基本的な考え方

エレベーターは、高齢者、障害者等の垂直移動手段として有効なものであります。エレベーター内だけでなく、乗降ロビーについても、円滑に操作できるボタンや音声案内など、高齢者、障害者等に配慮した設備を設ける必要があります。



指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
<b>(1)</b> 移動等円滑化経路を構成するエレベーター ((2)に規定するものを除く。以下この項において同じ。) 及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。		同左	
<b>ア</b>	かごは、利用居室、住戸、住室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	かごは、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。	
<b>イ</b>	かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。ただし、床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーターのかご及び昇降路の出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。	同左	8-1
<b>ウ</b>	かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。	同左	8-1
<b>エ</b>	乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。	同左	8-1
<b>オ</b>	かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	同左	8-2 8-3 8-4
<b>カ</b>	かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。	同左	8-2 8-4 8-5
<b>キ</b>	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。	同左	8-3
<b>ク</b>	床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。	同左。ただし、不特定かつ多数の者が利用する建築物に限る。	
(7)	かごの幅は、140センチメートル以上とすること。	同左	8-1
(1)	かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。	同左	8-1

## 図8-1 エレベーターまわりの整備例（平面）



## かごの寸法(奥行き)

整備基準 8-(1)-ウ

- かごの寸法は車いす使用者が車いすに乗った状態で他の者が乗降可能な大きさを確保する必要がある。よって、手すりを設ける場合には、その出寸法等は各々5cm程度に収める必要がある。
- 高齢者、障害者等が円滑に利用できる「かごの寸法」としては、車いす使用者がかご内で方向を変え、前進で降りができる寸法が望ましい。
- なお、利用者動線の観点から、貫通型(スルー型)や直角二方向型が有効な場合があるが、かご内の平面形状や乗降ロビーのスペースによっては、車いす使用者が利用できない場合もあるため、機種の選定にあたっては、十分な配慮が必要となる。

## 出入口の有効幅員

整備基準 8-(1)-イ

- 車いす使用者が通過できる最低寸法として、出入口の有効幅員は80cm以上必要である。
- 5,000㎡を超える大規模な施設については、90cmを確保する。

## 乗降ロビーの空間

整備基準 8-(1)-エ

- エレベーターの乗降ロビーには車いす使用者の待機、車いす使用者の回転に支障がないように150cm×150cm以上の水平な空間を設けることが必要である。
- 制御装置の前には、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設が望ましい。

## かごの寸法(幅)

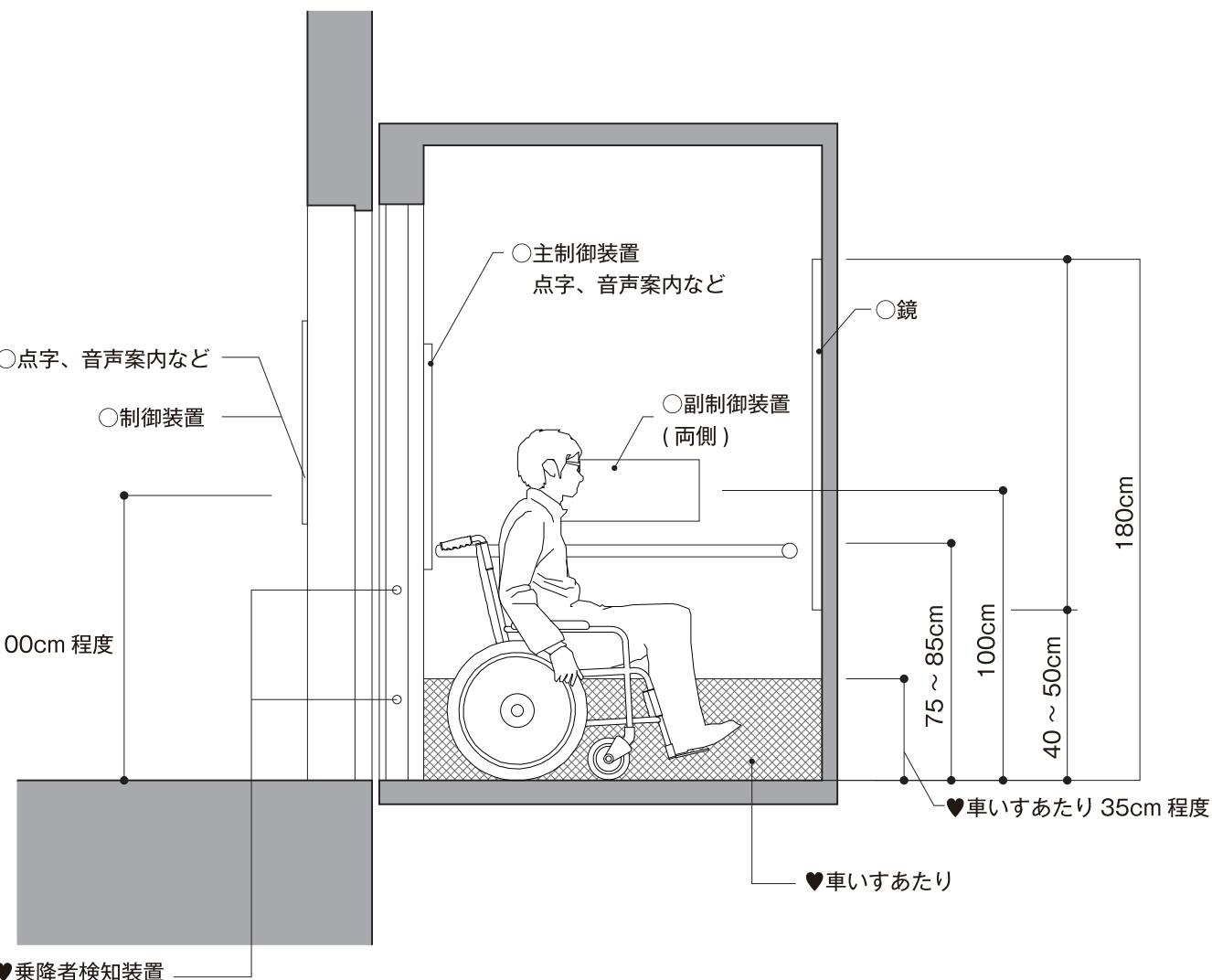
整備基準 8-(1)-ク-(ア)、(イ)

- 2,000㎡以上の建築物においては、車いす使用者が円滑に利用できるように、かごの内寸法は奥行き135cm×幅140cm以上とする。
- かごの内法寸法、奥行き135cm×幅160cm以上とすることが望ましい。

	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
ケ	かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。	同左。（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合を除く。） ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降口ビー以外のものにあっては、新築する場合に限る。	8-2 8-4 8-5
コ	かご内及び乗降口ビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。  (7) 点字 (1) 文字等の浮き彫り (ウ) 音による案内 (イ) その他これらに類するもの	同左。（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合を除く。） ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降口ビー以外のものにあっては、新築する場合に限る。	8-2 8-3 8-4 8-5
サ	かご内又は乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	同左。（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合を除く。） ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降口ビー以外のものにあっては、新築する場合に限る。	8-2 8-3 8-4 8-5
シ	かご内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。	同左	8-2 8-4
ス	かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。	同左	8-4
(2)	当該移動等円滑化経路を構成する令第18条第2項第6号の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造としなければならない。	同左	

(参考:関連条文) 政令第18条第2項第5号・第6号、平成18年告示1492号、平成18年告示1494号、規則別表第1の2(8の項)、規則別表第5(8の項)

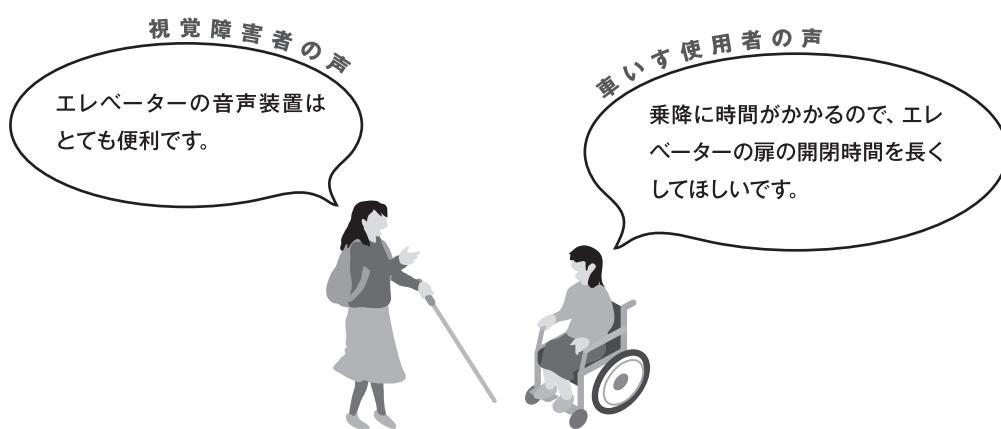
図8-2 エレベーターまわりの整備例（断面）



## 制御装置の構造

整備基準 8-(1)-才

- かご内で転回しにくい車いす使用者の操作を考慮し、かご中央あたりの左右の壁に車いす使用者対応の主制御装置・副制御装置を設ける。制御装置は床面から100cm程度の高さとする。

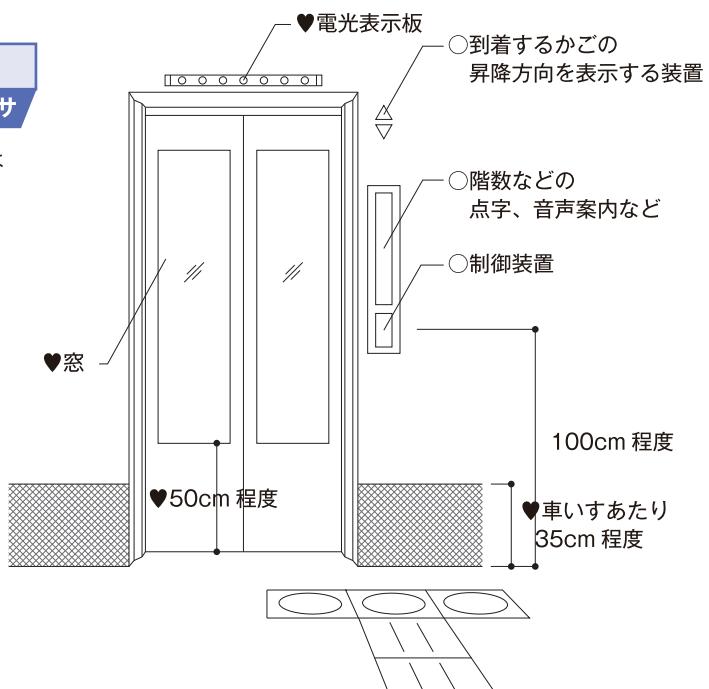
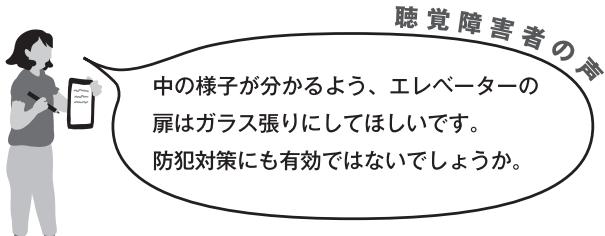


## 図8-3 乗降ロビーの整備例

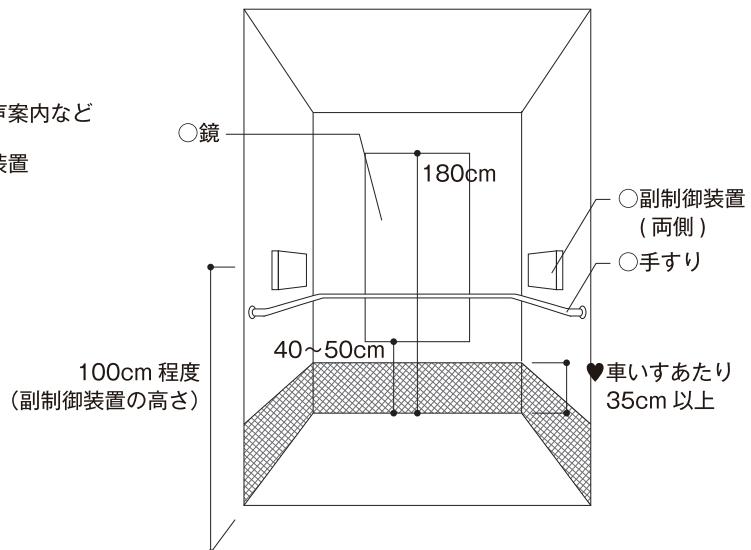
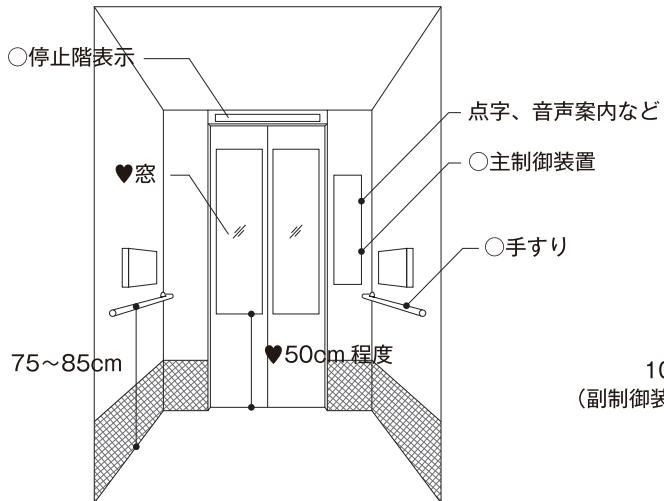
## 乗降ロビーの構造

整備基準 8-(1)-エ、8-(1)-オ、8-(1)-キ、8-(1)-コ、8-(1)-サ

- ♥ 非常時の安全確保のため、乗降ロビーに面するかごの戸には「ガラス窓」などを設置することが望ましい。
- ♥ ロビーの周辺には、壁面や戸枠を守るために設ける「車いすあたり」を設け、床面から35cm程度の高さとすることが望ましい。



## 図8-4 エレベーターかご内の整備例



## 表示装置の構造

整備基準 8-(1)-カ

- ♥ かご内にかごを停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けるなど、聴覚障害者等の利用に配慮して文字で情報提供を行う表示装置を設置することが望ましい。

## かご内の構造

整備基準 8-(1)-シ

- かご内には、着床状態及び乗降ロビー側の戸の開閉状態を確認できるために、「鏡」を床上40~50cmの高さから上端180cmの高さに設ける。なお、出入口が貫通型（スルーモード）や直角二方向型の場合には凸面鏡等でもよい。

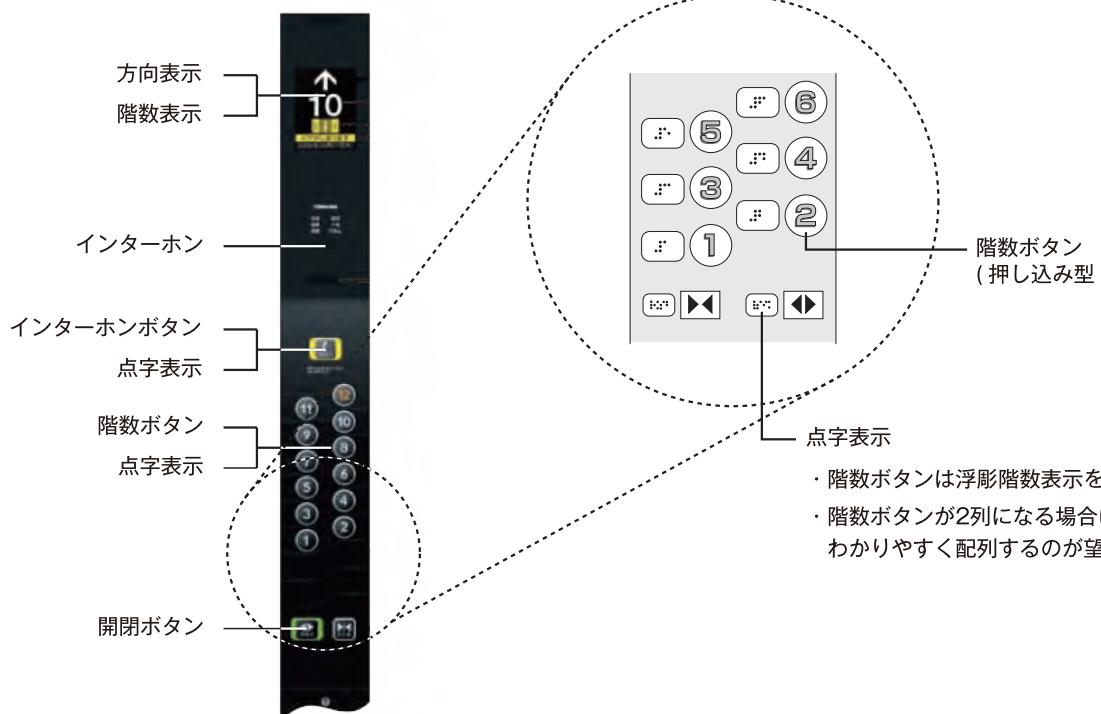
## かご内の手すりの構造

整備基準 8-(1)-ス

- 両側面の壁に設け、握りやすい形状にする。取り付け高さは、75~85cmとする。
- 手すりは、両側面の壁及び正面壁に設けることが望ましい。

## 図8-5 制御装置の例

縦型制御装置



階数ボタン

階数ボタン  
(押し込み型)

階数ボタンは浮彫階数表示を行う。

・階数ボタンが2列になる場合は千鳥配置列等  
わかりやすく配列するのが望ましい。

## 視覚的な情報設備の配置

- ♥ 聴覚障害者のための情報伝達手段として、視覚による双方向モニター等を設置することが望ましい。また緊急時や定員オーバー等の情報伝達手段として視覚による表示を行うことが望ましい。

## 聴覚障害者の声

緊急時や定員オーバー時に聴覚障害者が対応できるような表示装置がほしいです。



## エレベーター利用のマナー

## コラム

エレベーターは、特に車いす使用者やベビーカー使用者など、階段を利用できない人にとっては上下移動に欠かせません。しかも、車いすやベビーカーは空間占有面積が大きいので、エレベーターが混雑していると乗ることができません。このため、一般の利用者は、エレベーター利用のマナーも守りましょう。

## ①車いす使用者やベビーカー使用者に優先的に利用してもらいましょう。

エレベーターホールで一緒に待っていたら、車いす使用者やベビーカー使用者に先に乗ってもらいましょう。

## ②混んでいる時は、降りてスペースをあけましょう。

エレベーターが混んでいると、途中の階で待っている車いす使用者等は、いつまで待っても乗れません。

乗っている人は降りてスペースをあけましょう。

## 基本的な考え方

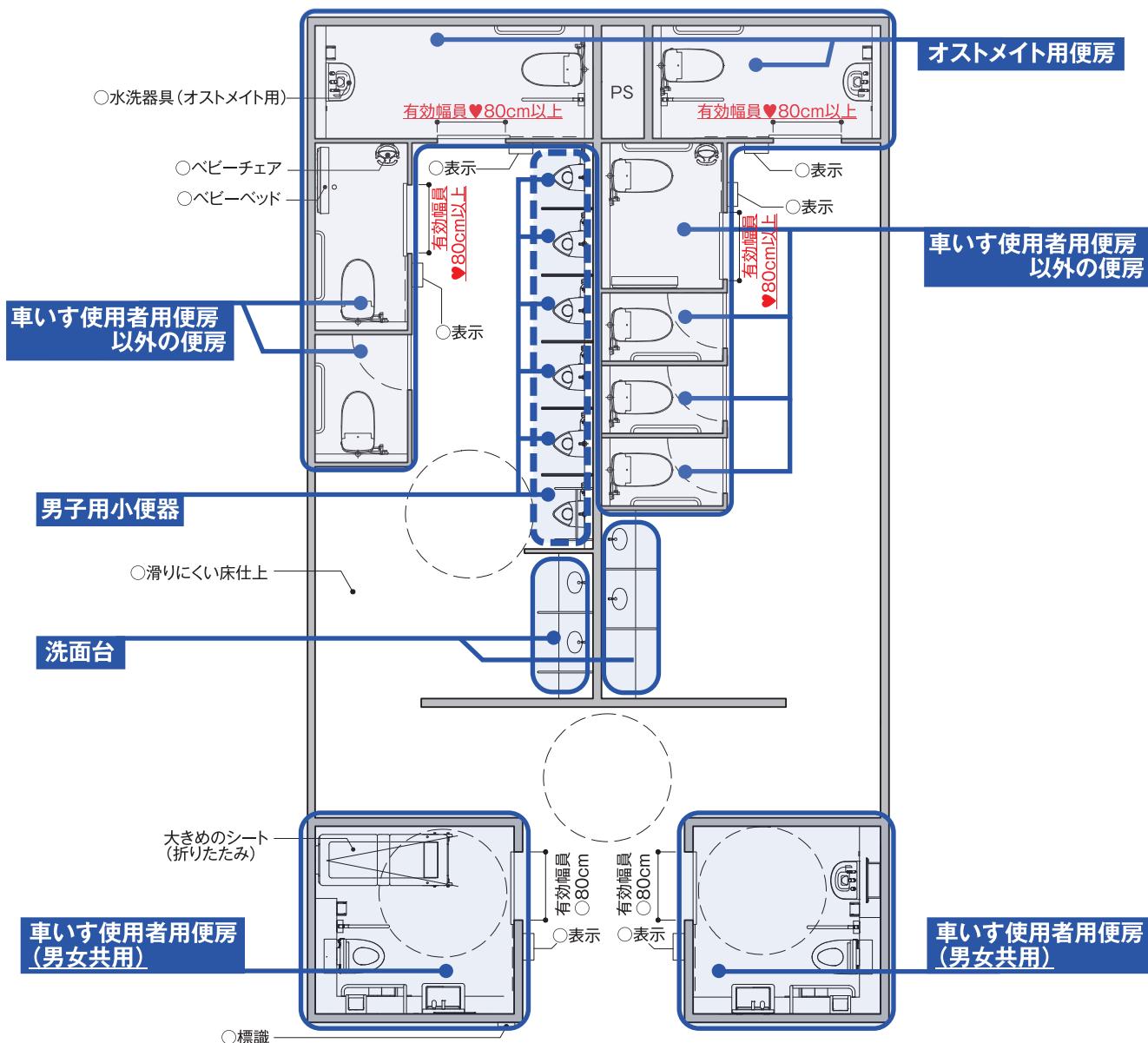
多様な利用者のニーズに対応するとともに、より使いやすい便所とするために、車いす使用者用便房、オストメイト対応設備を備えた便房の他に、乳幼児用の設備を有する便房の設置などを適切に配置する必要があります。特定の便房への利用者が集中することを避けるため、個別の機能ごとに便房を設置するなど、各種設備・機能を便所全体に適切に分散して配置することが重要です。また、近年では男女共用の便房設置に関するニーズが高まっており、異性介助による便所利用の場合など、利用者の状況に配慮した便所・便房の設計が求められています。



## 1.全ての便所に関する基準

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		同左	9-1
イ 便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。		同左	
ウ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。		同左	
エ 次に掲げる洗面台を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。		—	9-2
(ア) 洗面器（乳幼児用のものを除く。）の手前及び両側に手すりを設けること。ただし、当該洗面器が荷重に対し必要な強度を有し、身体を支持することができる場合は、手前に設けることを要しない。		洗面器を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該洗面器（乳幼児用のもの及び便房内に設けるものを除く。）の両側に手すりを設けること。	9-2
(イ) 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。		—	9-2
(ウ) 洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。		—	9-2

## 図9-1 便所の構成要素



## (1) 全ての便所に関する基準

## 整備基準 9-(1)

- 便所を複数設ける場合は、各便所に1以上、洗面台を設置することが必要である。
- 便所を構成するのが車いす使用者用便房のみの場合、車いす使用者用便房内の洗面台には手すりの設置が必要である。
- 便所内に男子用小便器を設ける場合は1以上に、9-(1)-才を満たす男子用小便器を設置することが必要である。
- 車いす使用者用便房以外の便房の場合は1以上を、9-(1)-才を満たす車いす使用者用便房以外の便房とすることが必要である。(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)

♥ 車いす使用者用便房以外にも、車いす使用者が利用できるよう戸の有効幅員や十分な空間を確保した便房を設けることが望ましい。

## (2) 車いす使用者用便房及びオストメイト用便房に関する基準

## 整備基準 9-(2)-ア、イ

- 便所のうち1以上に、車いす使用者用便房及びオストメイト用便房を設けること。(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)
- ♥ 車いす使用者用便房を複数設ける場合は、介助者が異性の場合があることを考慮し、少なくとも1以上は男女が共用できる位置に設けることが望ましい。
- ♥ 男女が共用できる位置に設けた車いす使用者用便房には大きなシートを設けることが望ましい。

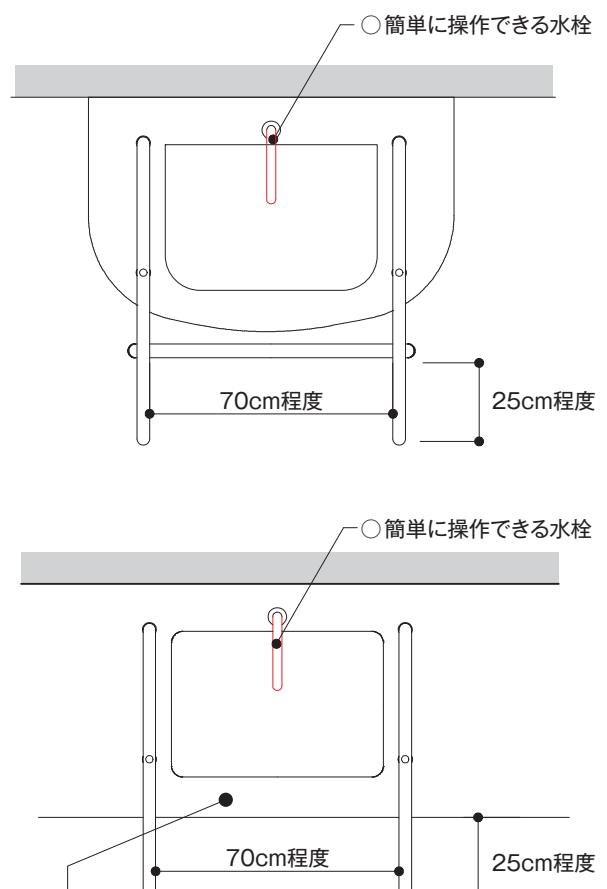
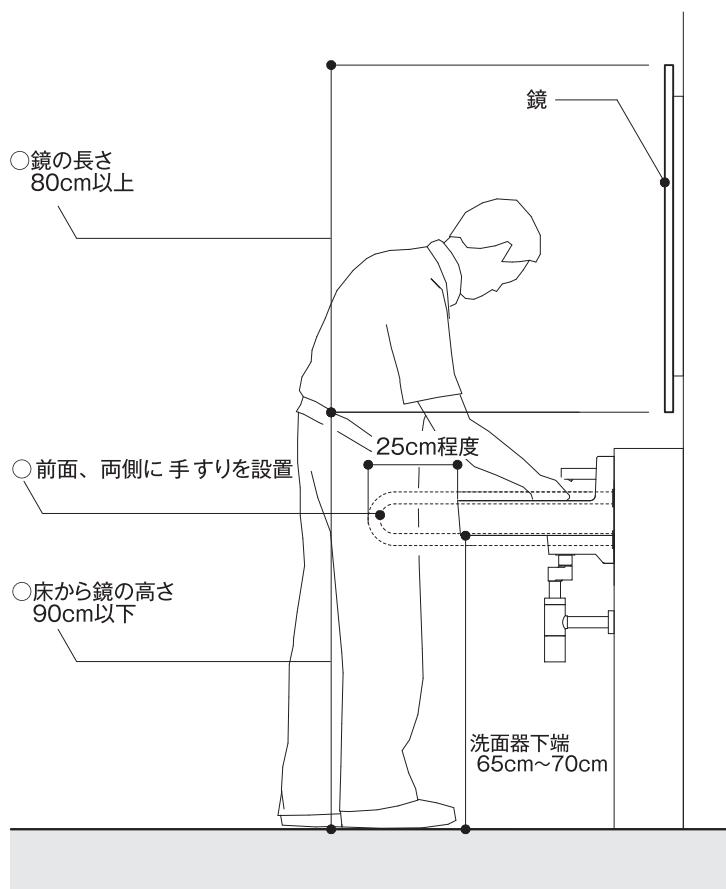
## (3) ベビーベッド・ベビーチェアに関する基準

## 整備基準 9-(3)

- 一定規模以上の建築物には、便所のうち1以上に、ベビーベッド及びベビーチェアを設けること。(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)
- ♥ ベビーベッド及びベビーチェアは車いす使用者用便房以外の便房に設けることが望ましい。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
オ	男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。	同左	9-3
	(ア) 床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。	同左	9-3
	(イ) 前面及び両側に手すりを設けること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。	同左	9-3
	(ウ) 前面に設ける手すりは、男子用小便器の面と合わせること。	—	9-3
	(エ) 前面に、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。	—	9-3
	力 車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。	同左	9-4
ア	(ア) 手すりを設けること。	同左	9-4
	(イ) 戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	同左	9-4
	(ウ) 便器は、腰掛便座とすること。	同左	9-4

## 図9-2 高齢者、障害者等が円滑に利用できる洗面器の例



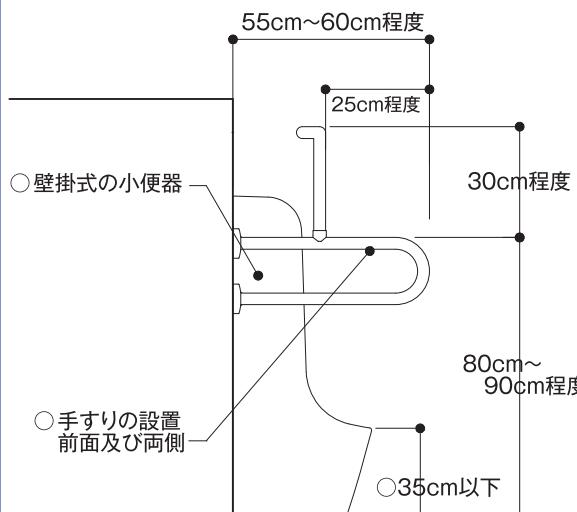
## 洗面器の手すり

整備基準 9-(1)-エ-(7)

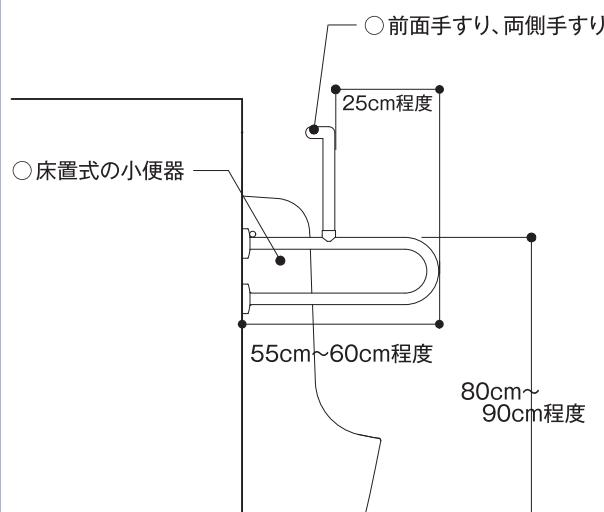
- 各便所に1台以上、使用時に体を支えることができるよう、洗面器の前方及び両側に手すりを設ける必要がある。
- 洗面器にもたれかかっても十分に耐えうる強度がある場合は、前面の手すりは不要である。
- 乳幼児専用の洗面器には手すりは不要となる。

## 図9-3 男子用小便器の例

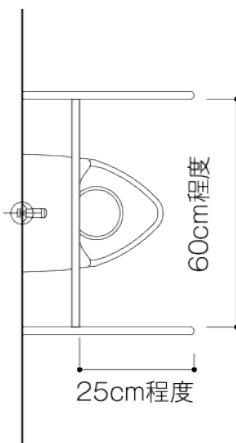
## 壁掛け式の小便器



## 床置式の小便器



&lt;出典&gt;TOTOバリアフリーブック [バブリックトイレ編 2018年1月改訂版]



## 小便器の手すり

整備基準 9-(1)-オ-(1)

- 各便所に1以上必要となる。
  - 小便器の手すりは杖使用者等の歩行困難者が、左右の手すりによりかかり、又は、前面の手すりに胸をあてて体を支えながら排泄するために必要となる。
- ♥ 移動距離を最短にするため、便所の入口から最も近い小便器に設置することが望ましい。

## 杖使用者などの声

歩行が困難な方が排泄する際に、手すりは非常に有効です。1つだけでなく、なるべく多くの小便器に設置して欲しいです。

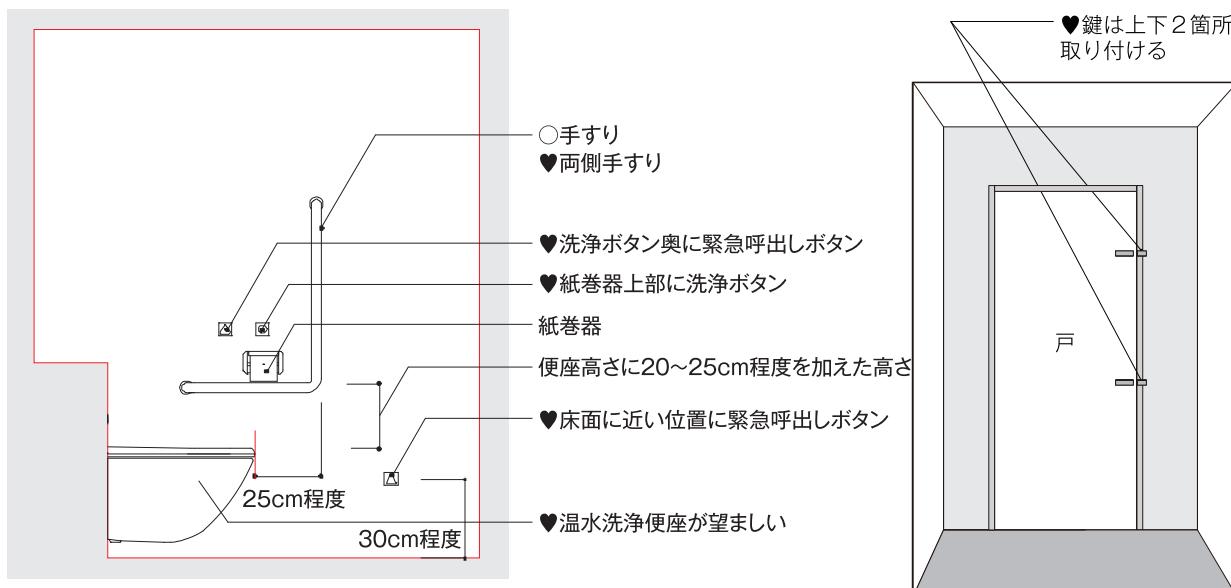
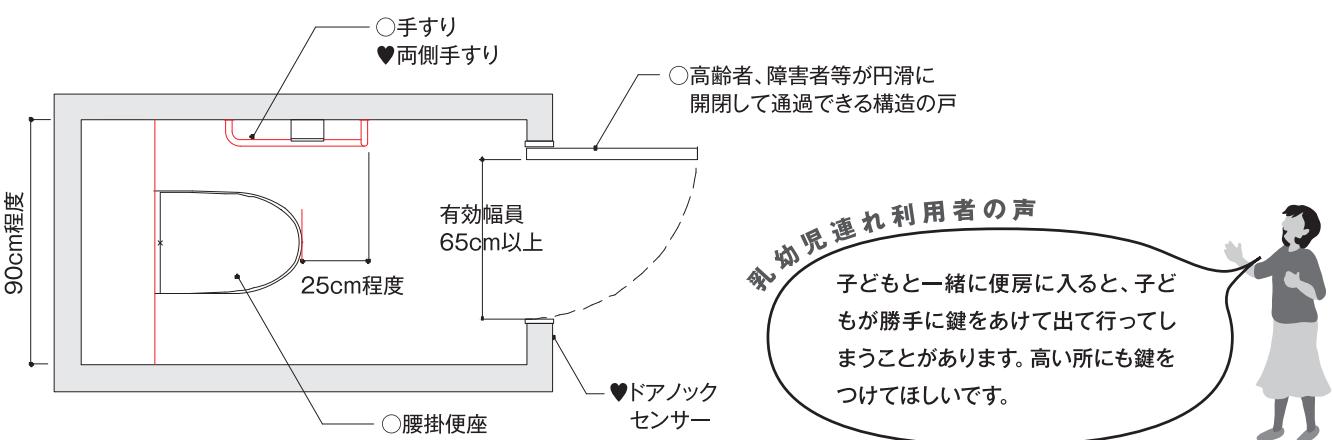


## 小便器の前のスペースの確保

整備基準 9-(1)-オ-(1)

- 車いす使用者の利用を考慮し、小便器の前に車いす使用者が円滑に利用できるような空間の確保が必要である。

## 図9-4 その他の便房の例



## その他の便房とは

## 整備基準 9-(1)-カ

- 「その他の便房」とは、車いす使用者用便房以外の便房のことである。各便所に1以上必要となる。
- ♥ 非常用呼出しボタンを設けるほか、各器具の配置は、日本工業規格（JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針）とすることが望ましい。

## 手すりの構造

## 整備基準 9-(1)-カ-(ア)

- 高齢者や歩行困難者のために、立位姿勢を補助し、排泄中の姿勢を安定させるために必要な設備である。
- ♥ その他の便房の手すりはL型手すりとすることが望ましい。
- ♥ その他の便房の手すりは両側に設けることが望ましい。

## 戸の構造

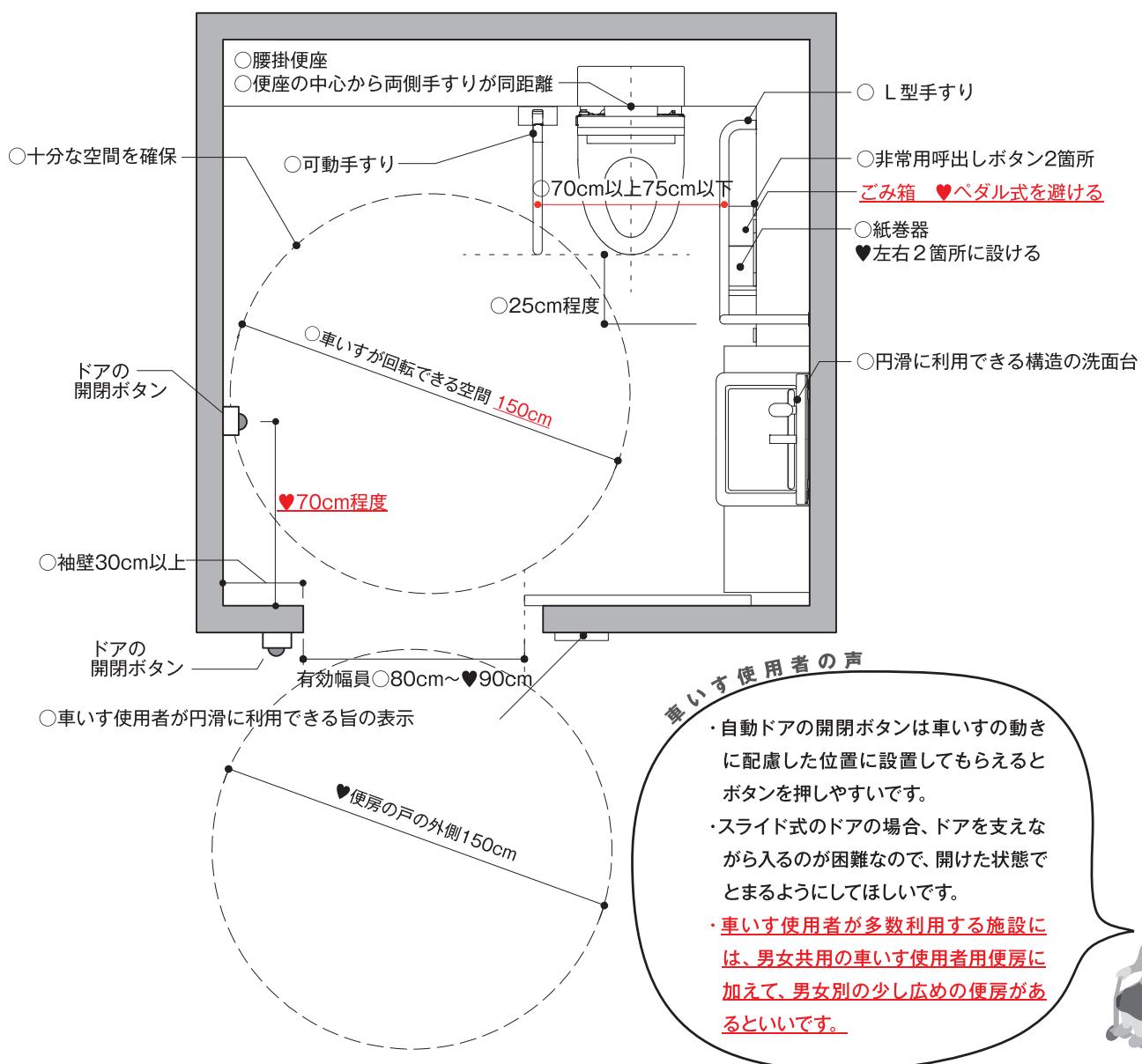
## 整備基準 9-(1)-カ-(イ)

- 開き戸より引き戸が開閉しやすい。
- 開き戸とする場合は、戸が開かなくなることを避けるため、外開きや非常時に戸が取り外せる構造（当該便房を通行の支障とならない箇所に設けるなどの配慮をする）とすること。
- 施錠装置は弱い力でも簡単に操作できる構造とすること。
- 便房使用中に、外側から使用中であることがわかる構造とすること。
- その他の便房の出入口の有効幅員は65cm以上とすること。
- その他の便房のドアには、ドアノックを感じし、発光するドアノックセンサー等を設置することが望ましい。
- ドアの鍵は、子どもとの同室を想定し、通常の位置と子どもの手の届かない高い位置の2箇所に設置することが望ましい。
- 施錠を示す色は赤と青とし、明度・彩度にも配慮することが望ましい。

## 2-1.車いす使用者用便房に関する基準

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。	同左	
ア 便所内に、次に掲げる構造の車いす使用者用便房を1以上設けること。	同左	
(7) 車いす使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。	同左	
(1) 次に掲げる位置及び構造の手すりを設けること。	手すりが適切に配置されていること。 —	9-7 9-8 9-7 9-8
a 腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり（以下「L型手すり」という。）を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。	—	9-7 9-8
b L型手すりと可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。	—	
c L型手すりと可動式の手すりの間隔は、70センチメートル以上75センチメートル以下とすること。	—	9-7
d 可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。	—	9-7
e L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から25センチメートル程度とすること。	—	9-7 9-8
(4) 次に掲げる位置及び構造の腰掛便座を設けること。	腰掛便座が適切に配置されていること。 —	9-7 9-8 9-7
a 腰掛便座は、便座の中心から両側の手すりが同距離になるよう設置すること。	—	9-7
b 腰掛便座の座面の高さは、車いすの座面の高さに合わせること。	—	9-8
c 便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。	—	9-8
(I) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	同左	9-7
(オ) 次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面台を設けること。 a 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。	高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。 —	9-9 9-9

## 図9-7 車いす使用者用便房の例



## 十分な空間を確保

整備基準 9-(2)-ア-(I)

- 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間とは、便房内で車いすが切り返しをせずに回転できる空間が基本となり、原則として、便房内の設備等と干渉しないよう、直径150cm以上の円が必要である。

## 袖壁の設置

整備基準 9-(2)-ア-(ク)、4-(4)

⇒「4 出入口」を参照

- 戸の横に、袖壁を設置する必要がある。

## 右利き用と左利き用の配慮

整備基準 9-(2)

- ♥ 車いす使用者用便房は、右利き用、左利き用の便房をそれぞれ1以上設けることが望ましい。(上図は右利き用の例)

## 戸の構造

整備基準 4-(1)、(3)、(4)

⇒「4 出入口」を参照

- ♥ 自動ドアの開閉ボタンは、袖壁から70cm程度離すことが望ましい。  
♥ 自動ドアの開閉ボタンは、袖壁部分に設置すると操作しづらいため、避けることが望ましい。また、開閉ボタンは操作の支障のない位置に設けるよう配慮することが望ましい。

## 便房の戸の外側の構造

- ♥ 直径150cm以上のスペースを確保することが望ましい。

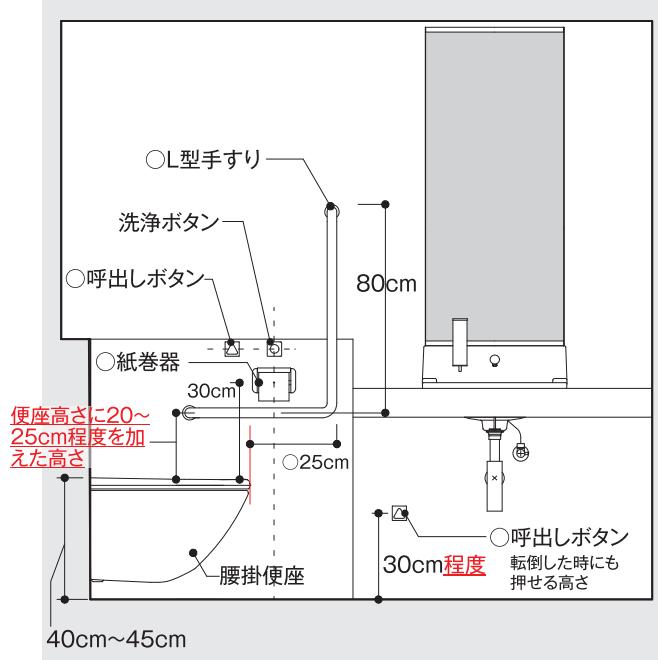
## 通路の有効幅員

整備基準 5-(2)-ア

- 利用居室から車いす使用者用便房の出入口までの経路は移動等円滑化経路であることから、通路の有効幅員は、140cm以上確保する必要がある。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
b	洗面器の下端の高さは、床面から65センチメートル以上70センチメートル以下とし、車いす使用者の膝が入るようにすること。	—	9-9
c	洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。	—	9-9
(か)	紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。	—	9-8
(け)	非常用呼出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。	—	9-8
(ケ)	戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。	—	9-7
(ヶ)	当該便房の出入口の戸又はその付近に車いす使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。	同左	9-7

## 図9-8 腰掛便座の位置及び構造



## 便器の洗浄ボタン

整備基準 9-(2)-ア-(ウ)-c

- 便器の洗浄ボタンは、簡単に操作できるよう、便器に座った状態で手の届く位置に設け、弱い力でも操作できる形状とする必要がある。  
(例) 洗浄ボタン式、光感知式、くつべら式押しボタン等
- ♥ 視覚障害者に配慮し、光感知式の場合は洗浄ボタン式を併設することが望ましい。
- ♥ ボタンには点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行うことが望ましい。

## 視覚障害者の声

どこに洗浄ボタンがあるのかわからず、困るため、便所の洗浄ボタンはJIS規格に統一してほしいです。



## 腰掛便座の高さ

整備基準 9-(2)-ア-(ウ)-b

- 腰掛便座の座面の高さは車いすの座面の高さとすること。
- ♥ 温水洗浄便座が望ましい。

## 紙巻器

整備基準 9-(2)-ア-(カ)

- 紙巻器は便座から手の届く位置に設けること。

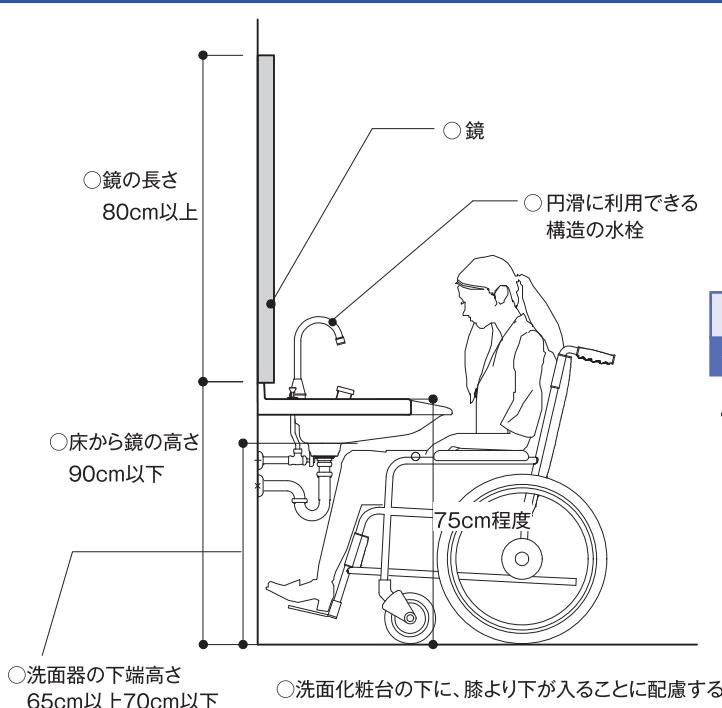
## JIS 規格

♥ 各設備は、日本工業規格 (JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針) のとおりとすることが望ましい。

- 紙巻器 (ペーパーホルダー) の真上に洗浄ボタンを配置
- 緊急呼出しボタンは、洗浄ボタンより便器から見て手前に配置
- 転倒時にも配慮し、床面に近い位置にも呼出しボタンを設置
- 操作部のボタンの色やボタンと周辺色とのコントラストに配慮する。

♥ 洗浄ボタンの形状は丸形 (○) とする。緊急呼出しボタンの形状は洗浄ボタンと区別しやすい形状 (四角形 (□) 又は三角形 (△)) とする。

## 図9-9 車いす使用者が円滑に利用できる洗面台の例



## 洗面器の水栓

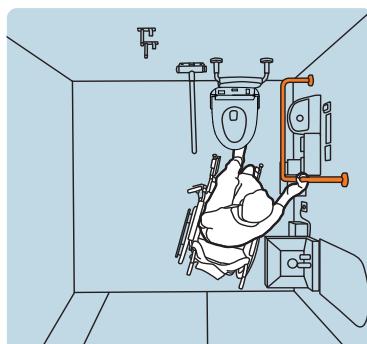
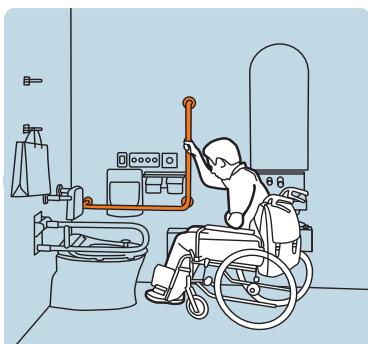
整備基準 9-(2)-ア-(オ)-a

- 洗面器の水栓は、弱い力でも簡単に操作できる形状とする必要がある。  
(例) レバー式・光感知式等

## 車いす使用者の便器へのアプローチ

<出典>TOTO バリアフリーブック [パブリックトイレ編 2018年1月改訂版]

正面アプローチ(立位移乗の場合)

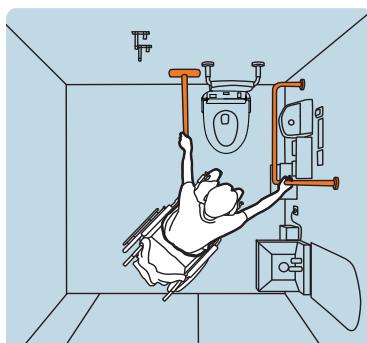
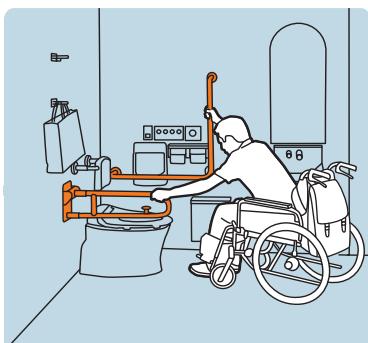


便器の正面に車いすをつけ、手すりを使って便器に移乗します。

**POINT**

便器の前方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。

斜め前方アプローチ(立位移乗の場合)

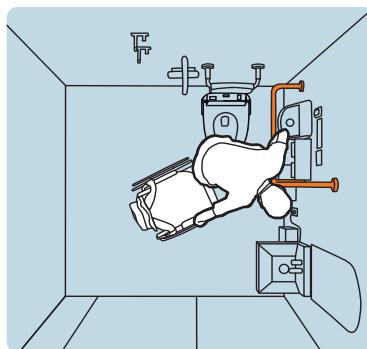
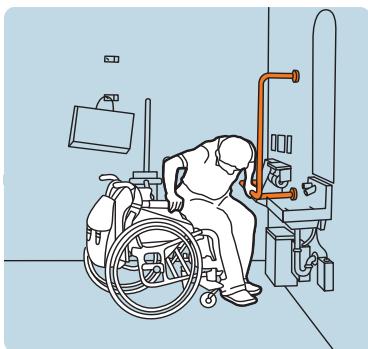


便器に対して斜め前方からアプローチし、手すりを使って立上り、便器に移乗します。

**POINT**

便器の前方と側方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。

直角アプローチ(座位移乗の場合)

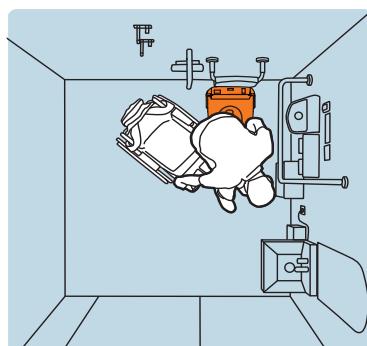


便器に対してほぼ直角にアプローチし、便器と車いすが接するように車いすをつけ、車いすや手すりを持って腰をスライドさせて車いすから便器に移乗します。

**POINT**

便器の側方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。  
壁側手すりは前出の大きいものを選び移乗時に頭が壁と接触しないよう手すりと壁との空間を確保する。

側方アプローチ(座位移乗の場合)



便器の側方に便器と車いすが接するように車いすをつけ、車いすや手すりを持って(もしくは便座に手をついて)腰をスライドさせて車いすから便器に移乗します。

**POINT**

便器の側方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。

## トイレのマナー

トイレは、車いす使用者、オストメイト、乳幼児向けなど、様々な高齢者、障害者等が利用しやすいよう多様な機能が必要とされており、それらが1つのトイレに整備される場合もあります。

車いす使用者用のトイレや多機能のトイレは、誰が使用しても良いのですが、他のトイレを使えない人が優先的に利用できるよう配慮が必要です。「一般トイレを利用できる方は、多機能トイレを長時間使用することは控えましょう。」など、貼り紙等の掲示による啓発も有効です。

次に使用する人が気持ち良く使えるよう、きれいに使用することは基本ですが、次に使用する人が高齢者、障害者等でも利用しやすいよう以下に注意しましょう。

### ①折りたたみ式のベビーベッドや大きめのシートは元に戻しましょう。

車いす使用者が使いやすいよう空間を確保しておきましょう。

### ②腰掛便器の便座は元に戻しましょう。

便座をあげた場合は、手の不自由な方などのために元に戻しておきましょう。

### ③可動手すりを元に戻しましょう。

車いす使用者が使いやすいよう可動手すりをすぐ使用できる位置に戻しておきましょう。

### ④紙巻器

ペーパーが切れた場合は、手の不自由な方などのために補充しておきましょう。

### ⑤短時間利用

待っている人がいるかもしれません。なるべく短時間利用を心がけましょう。



大きめのシート使用時



使用後は元に戻す



収納時

(なお、便座や可動手すりも、すぐ使えるよう元の位置に戻します。)

多くの人が使いやすい施設にするために

様々な機能が盛り込まれた多機能トイレに、多くの人が利用するようになって、車いすを使用する方が待たされるようになったとの声があります。機能を分散させることや、他の便所を使用できる人に対し配慮を求める掲示も有効です。



## 2-2.オストメイト用便房に関する基準

	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
イ	便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。	同左	9-10 9-11
	(7) 当該便房の出入口の戸又はその付近に、水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。	同左	9-10
	(1) 専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。	—	9-10 9-11

### コラム

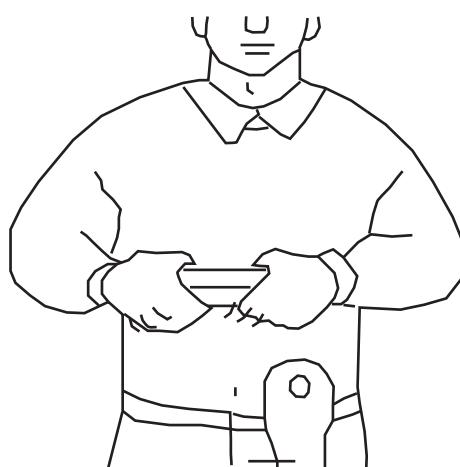
#### オストメイト

直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害（内部障害のひとつ）を負い、手術によって、人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の「排泄口（ギリシャ語でストーマ）」を造設した人を「オストメイト（ostomate）」と言います。国内には約20万～30万人のオストメイトがいると言われています。（社団法人日本オストミー協会）

オストメイトは括約筋が使えないため便意や尿意を感じたり、我慢することができないため、便や尿を溜めておくための袋＝「パウチ」を腹部に装着しています。オストメイトはパウチに溜まった排泄物を一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要があります。この時に、パウチや腹部を洗浄することがあります。

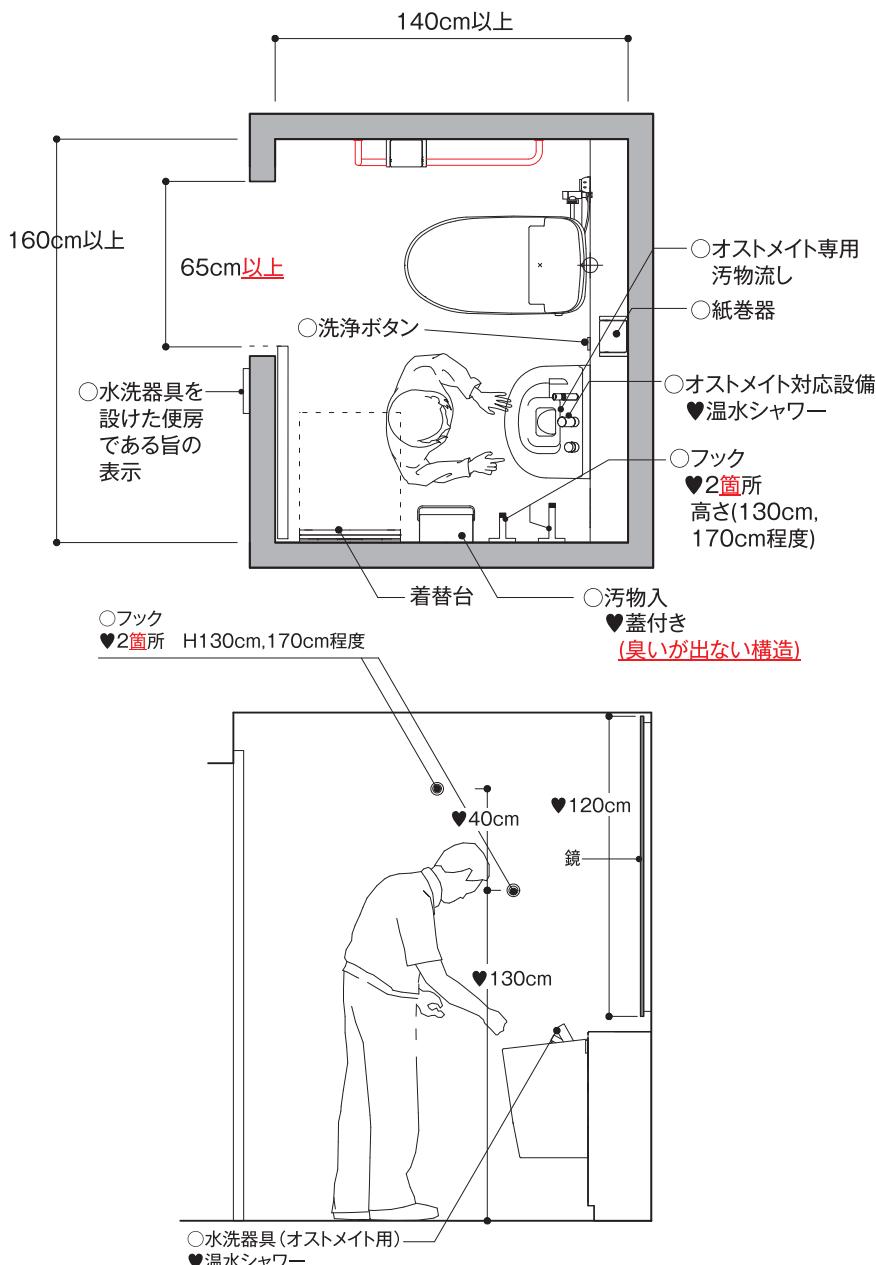


オストメイト用設備  
／オストメイト  
※2017年7月にJIS  
の案内用図記号として  
追加されました。



パウチ設置例

## ★ 図9-10 その他の便房にオストメイト対応設備を設けた整備例



## 水洗器具

## 整備基準 9-(2)-イ

- 水洗器具とは、パウチ（排泄物をためておく袋）等を洗浄するための器具（専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン）のことをいう。
- ♡ オストメイト対応設備は、建築物の区分ごとに1以上設けることが望ましい。

## 紙巻器・汚物入れ

## 整備基準 9-(2)-イ-(1)

- 紙巻器（腹部等を拭くもの）を、専用の汚物流しの近くに1箇所設ける必要がある。
- 汚物入れとは、使用済みパウチを捨てるためのものである。
- ♡ 臭いの出ないように、蓋付きの構造とすることが望ましい。

## 棚とフック

## 整備基準 9-(2)-イ-(1)

- 棚は、汚物を流したり、パウチを付け替える際に専用小物を置くためのものである。
- フックは、汚物を流したり、パウチを付け替える際に、衣服等をかけるためのものである。
- ♡ フックは2箇所に設置し、設置する高さは、130cmと170cm程度にすることが望ましい。



## 温水シャワー

## 整備基準 9-(2)-イ

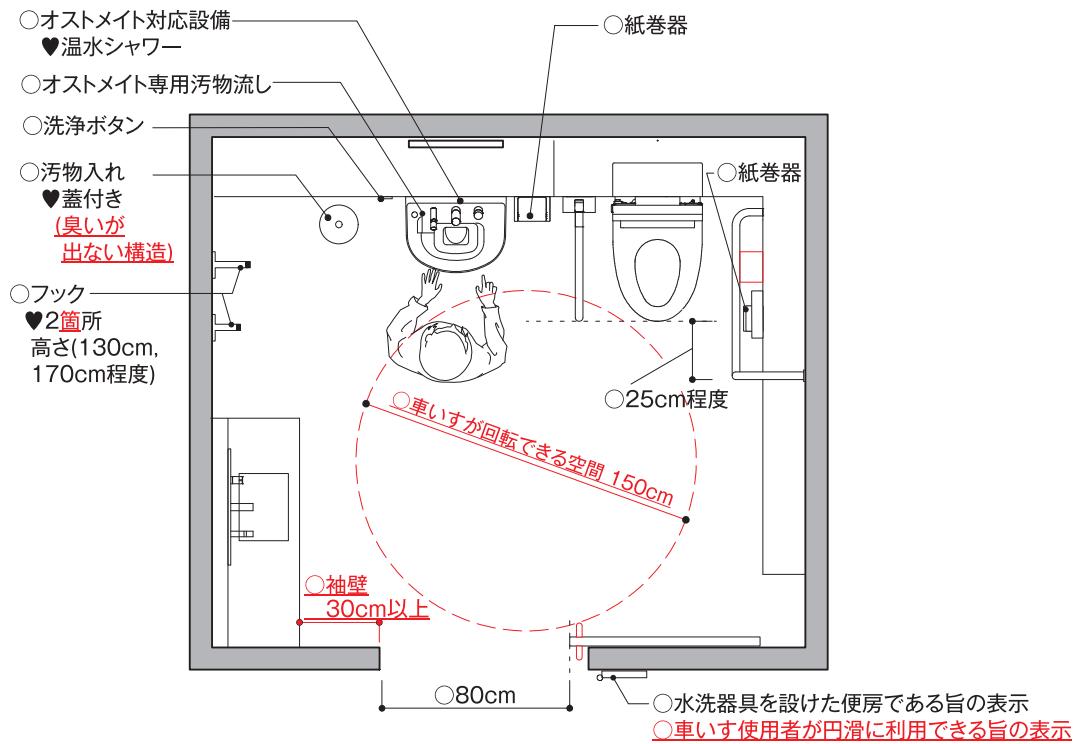
♡ オストメイト対応設備に、温水シャワーを設置することが望ましい。温水シャワーは、パウチから汚物が漏れた場合や付け替える際、汚れた衣服や排泄口（ストーマ）を洗うためのものである。

## 姿見鏡

♡ 全身を映すことができる姿見鏡を設けることが望ましい。鏡はパウチがきちんと装着しているか、確認するためのものである。

<出典>TOTO バリアフリープック [バブリックトイレ編 2018年1月改訂版]

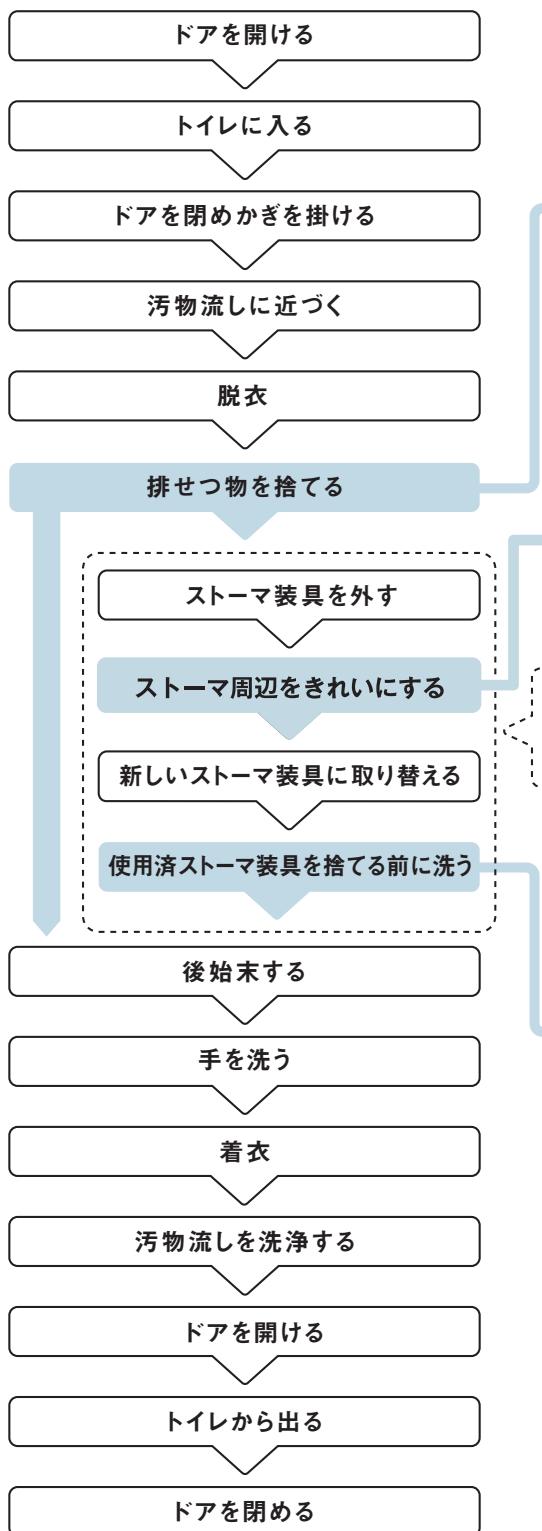
## ★ 図9-11 車いす使用者用便房にオストメイト対応設備を設けた整備例



# 水洗器具の使用方法 オストメイト（人工肛門・人工ぼうこう保有者）

TOTO バリアフリーブック [パブリックトイレ編 2018年1月改訂版] を基に作成

## 1.汚物流し使用の場合



ストーマ装具(ハウチ)にたまつた排せつ物を汚物流しに捨てる。

### POINT

ストーマ装具(ハウチ)内の排せつ物を捨てやすい大きさ・形状・高さの汚物流しが必要。



せっけんでストーマ周辺を洗浄し、シャワーで洗い流す。

### POINT

ストーマ装具(ハウチ)から汚物が漏れた場合や取り替える際、汚れた衣服や排せつ口(ストーマ)を洗うため、温水シャワーを設置することが望ましい。



(ストーマ装具(ハウチ)を交換する場合)  
使用済みのストーマ装具(ハウチ)を捨てる前に洗う。

### POINT

ストーマ装具(ハウチ)を洗いやすい水栓が必要。

### 3.ベビーベッド・ベビーチェアに関する基準

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる便房を設けた便所をそれぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該便房の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示をしなければならない。  ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)	同左	9-13
ア 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房	同左	9-13
イ 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房	同左	9-13

(参考：関連条文) 政令第14条、規則別表第1の2(9の項)、規則別表第5(9の項)

#### ベビーベッド・ベビーチェア

整備基準 9-(3)-ア、イ

⇒「20 乳幼児連れ利用者に配慮した設備」を参照

#### コラム

#### 大きめのシート

大きめのシートは、主に着替え、おむつ交換、排せつ（自己導尿等）を行う際に使用されます。車いす使用者（介助者が同伴している場合も含む）や高齢者、体の大きい子どもや大人でも利用することが可能なため、設置の要望が高い設備です。シートの大きさは、幅60cm以上×長さ125cm以上、高さ50cm程度です。

横型タイプ（収納時の奥行き20cm程度）や縦型タイプ（収納時の奥行き30cm程度）があり、スペースやレイアウトに応じて選択できます。



横型タイプ

縦型タイプ

<出典>TOTO バリアフリーブック [バブリックトイレ編 2018年1月改訂版]

車いす使用者用便房を複数設ける場合には、そのうち、1以上を大きめのシートを設けた便房とすることが望ましいです。

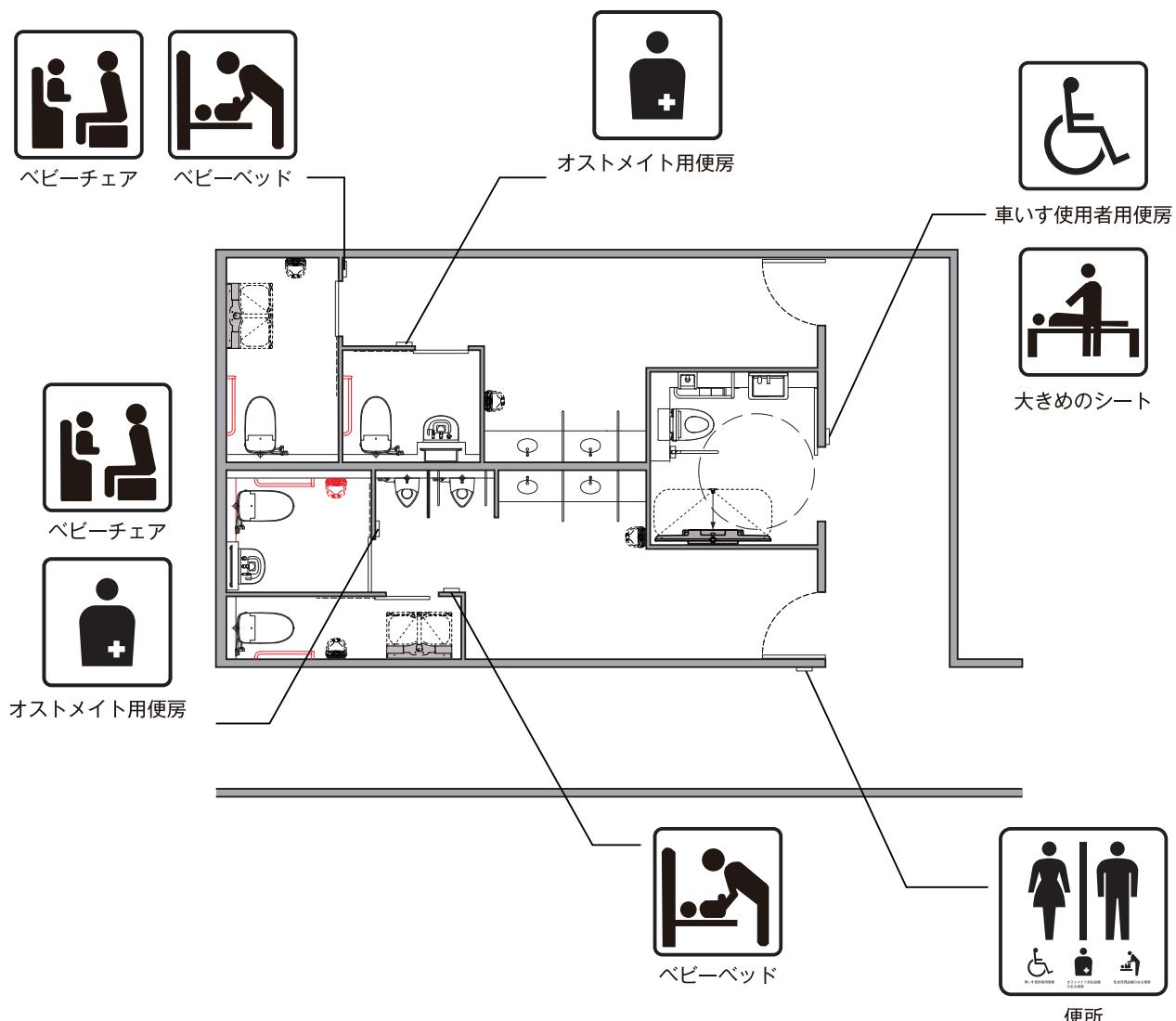
不特定かつ多数が利用する公共性の高い施設は、大きめのシートを設けた便房は男女が共用できる位置に配置し、その旨の表示を行うことが求められています。

#### 車いす使用者の声

大人は車いすに座ったままのおむつ交換は難しいので、ベビーベッドだけでなく、大きめのシートも設置してほしいです。



## 図9-13 便所の標識の整備例



## 便房の戸又はその付近に表示

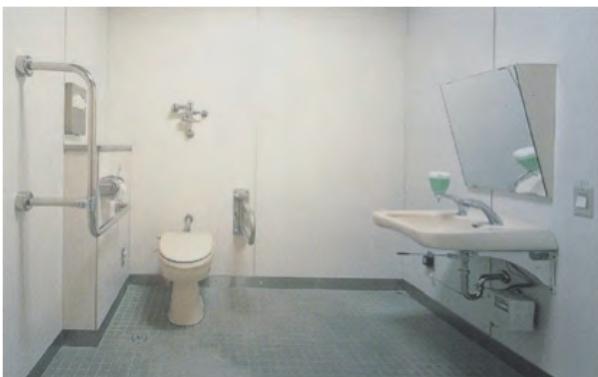
整備基準 9-(2)-ア-(ヶ)、9-(2)-イ-(ア)、9-(3)-ア、イ

- 便房の戸又はその付近を見れば、その便房の中にバリアフリー対応の設備があるか否か判断できるよう、便房の戸又はその付近にバリアフリー対応設備がある旨を表示する必要がある。
- 引き戸の場合は戸に表示し、開き戸の場合は戸の付近に表示し、戸が空いている状態で表示が見えるよう留意する。
- 戸又はその付近に表示が必要な便房は、車いす使用者用便房(9-(2)-ア-(ヶ))、オストメイト対応設備のある便房(9-(2)-イ-(ア))、ベビーチェアのある便房(9-(3)-ア)、ベビーベッドのある便房(9-(3)-イ)である。

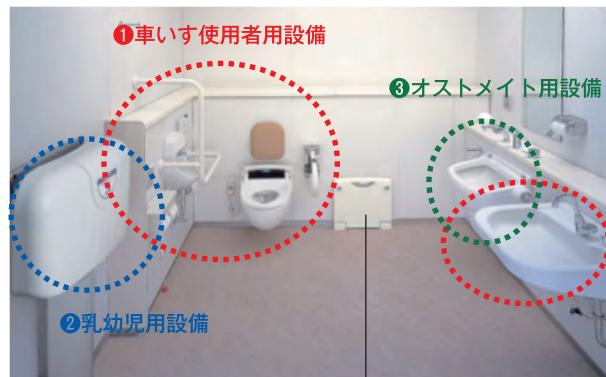
※ベビーチェアのある便房、  
ベビーベッドのある便房  
の表示は、JIS規格の改  
正に伴い変更

## 多機能トイレに利用者が集中している背景

### 1987年頃の車いす使用者用トイレ



### 2000年頃の多機能トイレ



※着替え台は、乳幼児のおむつ替えや  
オストメイトの着替え等の際に便利な設備です。

1980年代は障害者の社会参加の必要性が叫ばれ、車いす使用者用トイレの設置が進みました。しかし、2000年代からは車いす使用者だけでなく、高齢者やオストメイト、子ども連れ等の外出機会の増加に伴い、車いす使用者用トイレの中に様々な機能が追加されてきました。

バリアフリー化の取組として、駅や建築物などにおける車いす使用者用トイレの設置義務を背景に、近年、子ども連れなども利用できる、「多機能トイレ」が数多く設置されてきました。

一方で、車いす使用者などの障害者だけでなく、高齢者、子ども連れなどの利用が集中して、便房内に広い空間を必要とする車いす使用者が使いにくくなっているという指摘が多く寄せられています。

このような実態を踏まえると、多様な利用者の円滑な利用を促進するためには、利用者のマナー向上にとどまらず、「多機能トイレ」内のみにあった各種設備や機能を、その他のトイレにも分散して配置することが有効な方法です。

また、近年では知的障害者や発達障害者等への異性介助、高齢者同士の異性介助等により、男女共用の便房設置に対するニーズが高まっており、介助者等の実態に即したトイレの設計とすることも求められています。

### (参考) 多機能トイレの利用実態調査

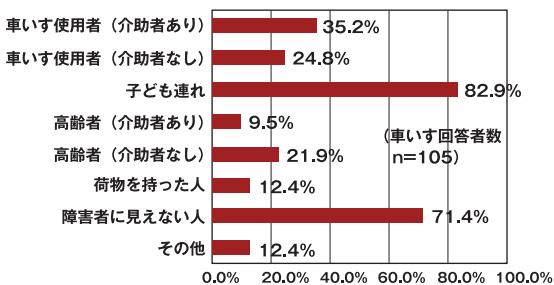
○車いす使用者のうち約94%の方が、多機能トイレで待たされた経験がある。

車いす使用者の方々で、多機能トイレで待たされた経験があるのは、「待たされたことがよくある（52.4%）」、「たまにある（41.9%）」で、合わせると94.3%となっている。



○多機能トイレで待たされた車いす使用者のうち約83%の方が子ども連れ、約71%の方が障害者に見えない人が多機能トイレから出てくることを経験している。

多機能トイレから出てきた方  
(回答者数に対する割合)



出典：「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究報告書」(国土交通省)  
([http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosai\\_barrierfree\\_tk\\_000016.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosai_barrierfree_tk_000016.html))を基に作成

## 多機能トイレへの利用者集中を解消する整備例

多機能トイレの整備を否定するものではありませんが、特に利用者が多い場合は多様な利用者のニーズを複数のトイレで対応する設計を検討してください。

### 多機能トイレに設備が集中している様子

様々な利用者が集中し、車いす使用者が使いにくくなっている。

多機能トイレ



(配置イメージ図)

## 一般トイレ

- 多機能トイレ
- ・車いす使用者用設備
- ・オストメイト対応設備
- ・乳幼児用設備

### 整備例1 一般トイレに、多機能トイレにあった設備を配置し、多機能トイレの利用者の一部を分散

車いす使用者以外による多機能トイレの利用頻度が減り、車いす使用者が利用しやすくなる。



ベビーチェアやベビーベッドなどの乳幼児用設備を一般トイレ内に配置、便器の洋式化や手すりの設置など高齢者等への配慮を行っています。ベビーベッドを個室の外にも設けることで多くの人が利用できます。

(配置イメージ図)

## 一般トイレ

- ・乳幼児用設備
- ・高齢者などへの配慮

## 多機能トイレ

- ・車いす使用者用設備
- ・オストメイト対応設備

### 整備例2 一般トイレに広めのトイレを設け、一部の車いす使用者が使用できるトイレを増やす

多機能トイレ以外にも車いす使用者が利用できるトイレを増やすことにより、車いす使用者が利用しやすくなる。



車いすで利用可能な有効幅員や空間を確保し、手すり等を設けています。自力で腰掛便座に移乗が可能な車いす使用者は、一般トイレを利用できます。

(配置イメージ図)

## 一般トイレ

- ・広めのトイレ
- ・乳幼児用設備
- ・オストメイト対応設備

## 多機能トイレ

- ・車いす使用者用設備
- ・オストメイト対応設備

オストメイト対応設備の中には、腰掛便座の周辺に設置するタイプの製品があります。

低い位置に水栓設備があるため、パウチの洗浄だけでなく、導尿のための器具や、しごん等の洗浄など、車いす使用者なども使うことができます。



背もたれにつけるタイプ ノズルが自由に動くタイプ

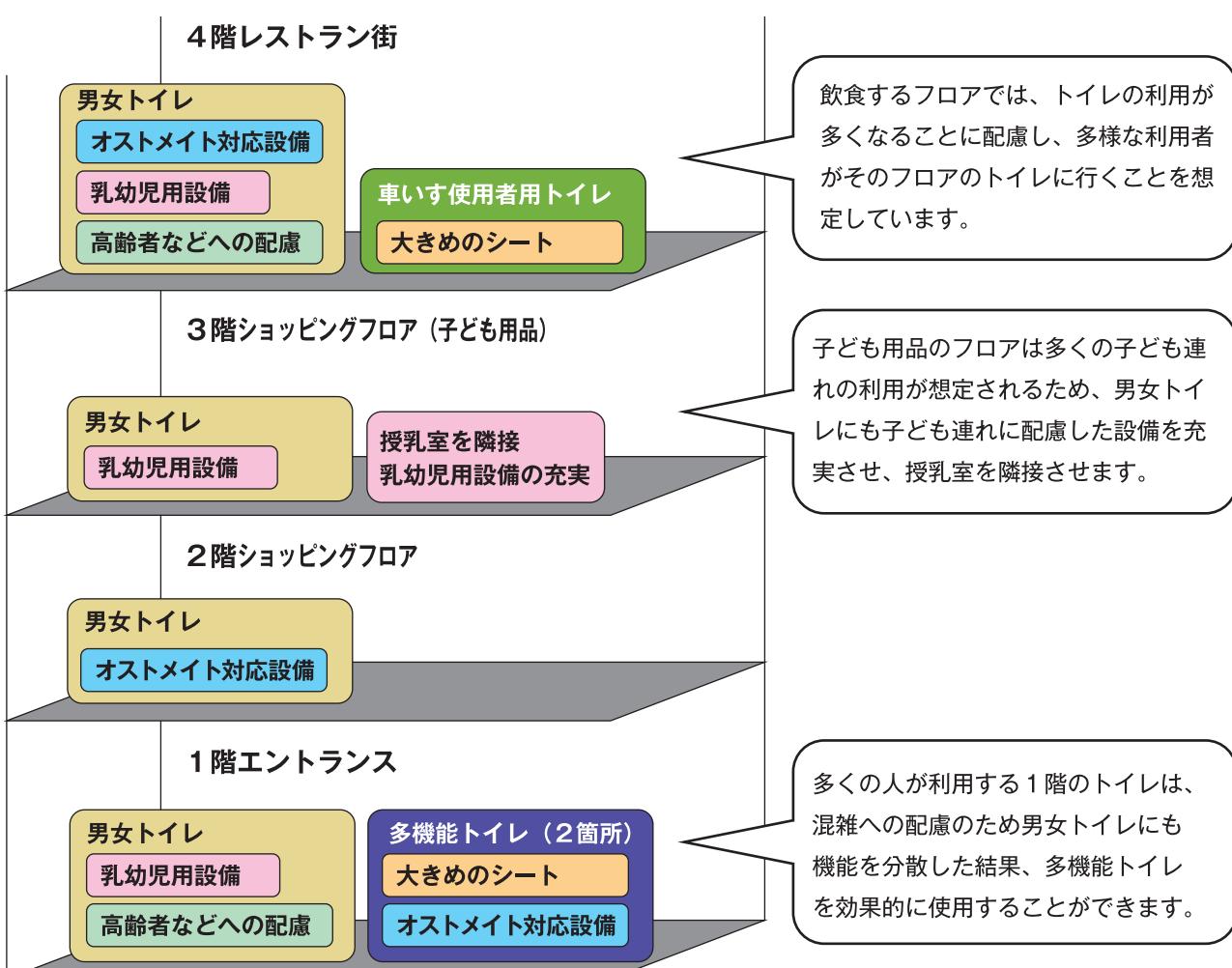
## 施設全体における機能分散 ① ～多機能トイレへの利用者集中を解消する考え方

多機能トイレへの利用者集中を解消する方法として、施設の全ての階に車いす使用者用トイレやオストメイト用トイレ、乳幼児用設備を備えたトイレをそれぞれ設置することが一番望ましいと言えますが、特に既存施設の改善においては、施設の構造等の制約からそのような対応が難しい場合もあります。

限られた状況下で、多機能トイレへの利用者集中を解消する方法として、施設全体での機能分散を図り、フロアごと、または同一階の別の場所に異なる機能を持つトイレを整備することも有効です。

また、フロアにおける主な利用者の特性に合わせた設備を、そのフロアのトイレに設置することも利用者集中を解消するのに効果的です。

図 商業施設における施設全体でのトイレ配置



大きめのシートや乳幼児用設備、オストメイト対応設備など別々の階に設け、施設全体で機能を分散しています。また、子ども用品フロアのトイレは子ども連れに配慮した設備を充実する等、フロアの利用者特性に応じ、トイレの設備を計画しています。

なお、この事例は商業施設を例としていますが、一度に多くの人が来訪する劇場や競技場等では、機能分散を考慮したトイレ配置が必要です。

## 施設全体における機能分散 ② ～案内表示の重要性

施設全体での機能分散を行った場合に重要なのは、案内表示です。

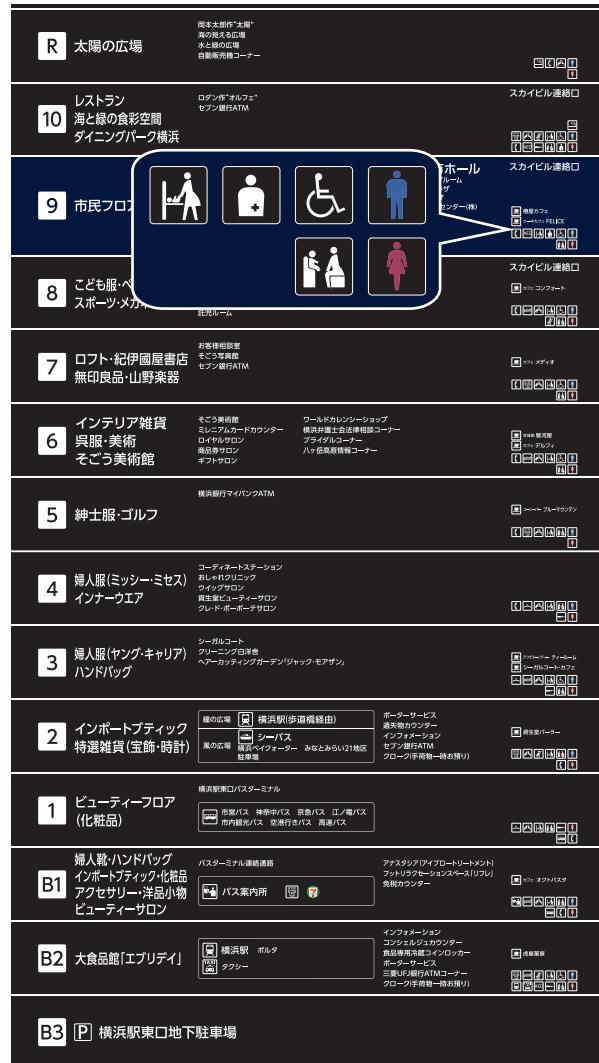
高齢者や障害者、子ども連れが、どの設備がどこのトイレにあるのかあらかじめ認識することができ、かつ目的とするトイレに円滑にたどり着けることが求められます。主な出入口・エレベーター・各トイレの入口などに、施設全体でのトイレの配置状況を確認できる案内を表示し、また、これに加えてトイレの入口には、男女トイレにそれぞれどのような設備が配置されているか、多機能トイレ内にはどのような機能があるのか、利用者の立場でもわかりやすい詳細な情報を表示する必要があります。

トイレの奥に配置されることが多い広めのトイレは、その位置と機能（ベビーベッドやベビーチェア等の乳幼児用設備や、オストメイト対応設備はあるかなど）をわかりやすく表示します。

また、トイレに入る前にどのような設備があるのかわかるように、トイレの戸やその付近にピクトグラムで表示するなど配慮が求められます。

さらに、多機能トイレの近くに、他のフロアの多機能トイレ等の情報を表示すると、行動選択の参考にもなります。

**施設全体での表示：各フロアの構成とともに、どのよう→なトイレが配置されているか伝えています。**



**トイレ入口にある案内表示：**  
男女トイレ・多機能トイレ内の設備も表示しています。



**多機能トイレの出入口ドア表示：**  
内部に配置されている設備をピクトグラムで表示しています。



**広めのトイレの表示：**  
車いす使用者や子ども連れで利用できる広めトイレであることがわかるよう、扉にピクトグラムで表示しています。

## 基本的な考え方

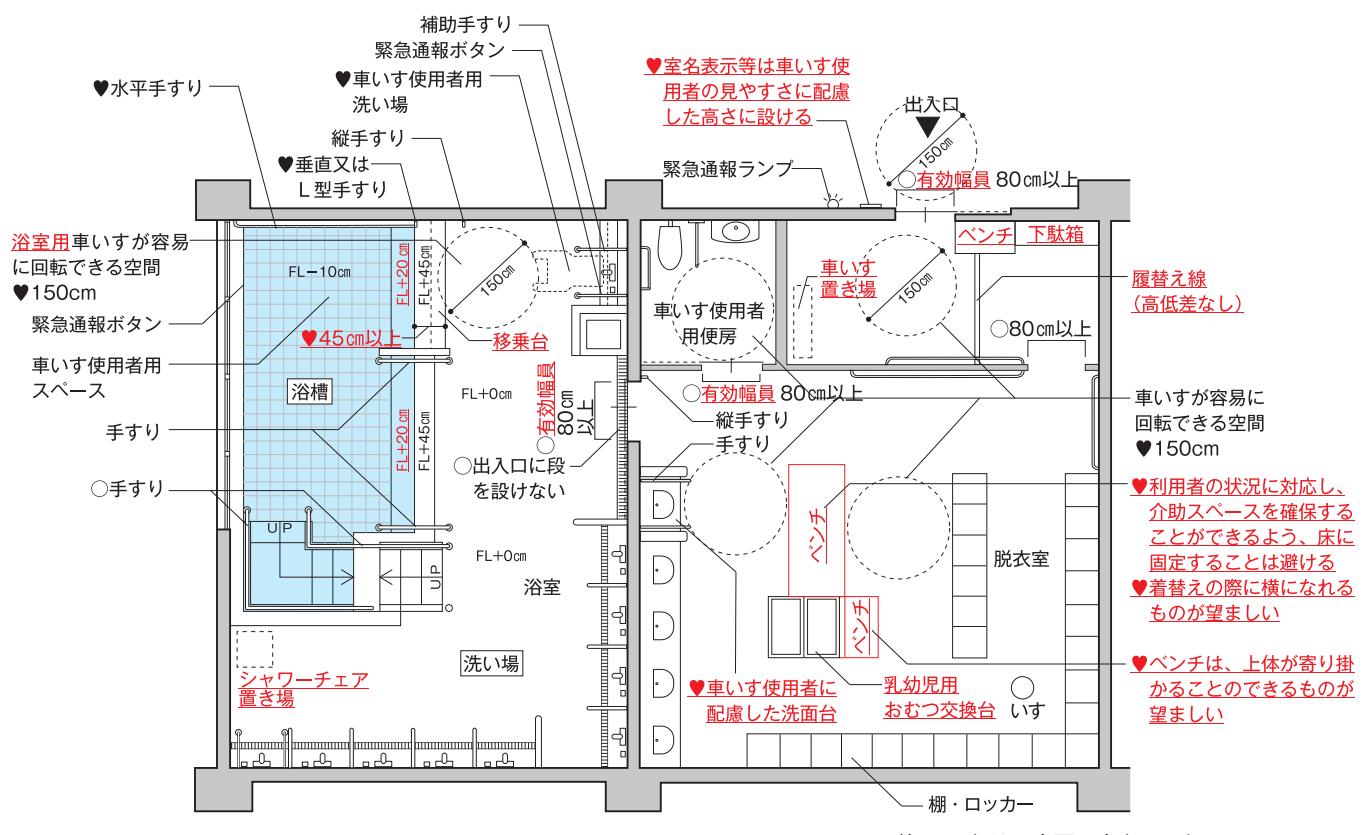
浴室、シャワー室、更衣室の構造・設備等は、障害の特性、程度などにより異なるため、建築物の目的・用途による柔軟な配慮が必要です。なお、施設の用途により**浴室用車いすやシャワーチェア**、浴槽への移乗台などの備品を用意し、貸し出すなどの配慮も必要です。



指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1)	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合には、当該浴室、シャワー室又は更衣室の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。	同左	10-1
(2)	(1)の浴室、シャワー室又は更衣室のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。	同左	10-1 10-2 10-3
ア	浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	同左	
イ	車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること。	同左	
ウ	出入口は、次に掲げるものであること。 (7) 幅は、80センチメートル以上とすること。	同左	
(1)	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	
エ	高齢者、障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。	—	
オ	浴槽、シャワー及び水栓は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。	—	

（参考：関連条文）規則別表第1の2（10の項）、規則別表第5（10の項）

## ★ 図10-1 車いす使用者が利用できる浴室の整備例



### 滑りにくい仕上げ

整備基準 10-(1)

- ・水滴等により濡れた状態でも滑りにくい材料を選択することが必要である。また、転倒に対しても衝撃の少ない材料とするよう配慮する。

♥ 可能な限り排水勾配を緩やかにするのが望ましい。

## 出入口の構造

整備基準 10-(2)-ウ

- 戸の開閉動作のしやすさは、開き戸より引き戸が利用しやすい。
  - 幅については実際の有効幅員をいい、引き戸は引き残しを、開き戸は扉の厚みを含めない寸法で計測する。
  - 「容易に開閉して通過できる」とは、戸の前後に車いすの待機のために、水平なスペースを確保することである。有効寸法としては原則として、自動扉及び引き戸の場合は、150cm以上、開き戸の場合は建具幅+150cm以上が必要である。

出入口の室名表示、案内板等の配置・仕様は、高齢者・障害者等が円滑に利用できるものとすることが望ましい。

⇒「14 案内設備」を参照

## 利用設備の適切な配置と構造

## 整備基準 10-(2)-ア、才

- ・シャワー、手すり等が適切に配置されていることが必要である。
  - ・洗い場、浴槽、シャワーブース及び更衣ブースの周囲には、手すりを設ける必要がある。
  - ・シャワー及び水栓は、レバー式等操作がしやすく、湯水の混合操作が容易なものとする必要がある。
  - ・障害の特性、程度などにより求められる設備等が異なるため、建築物の目的、用途による柔軟な配慮が必要である。

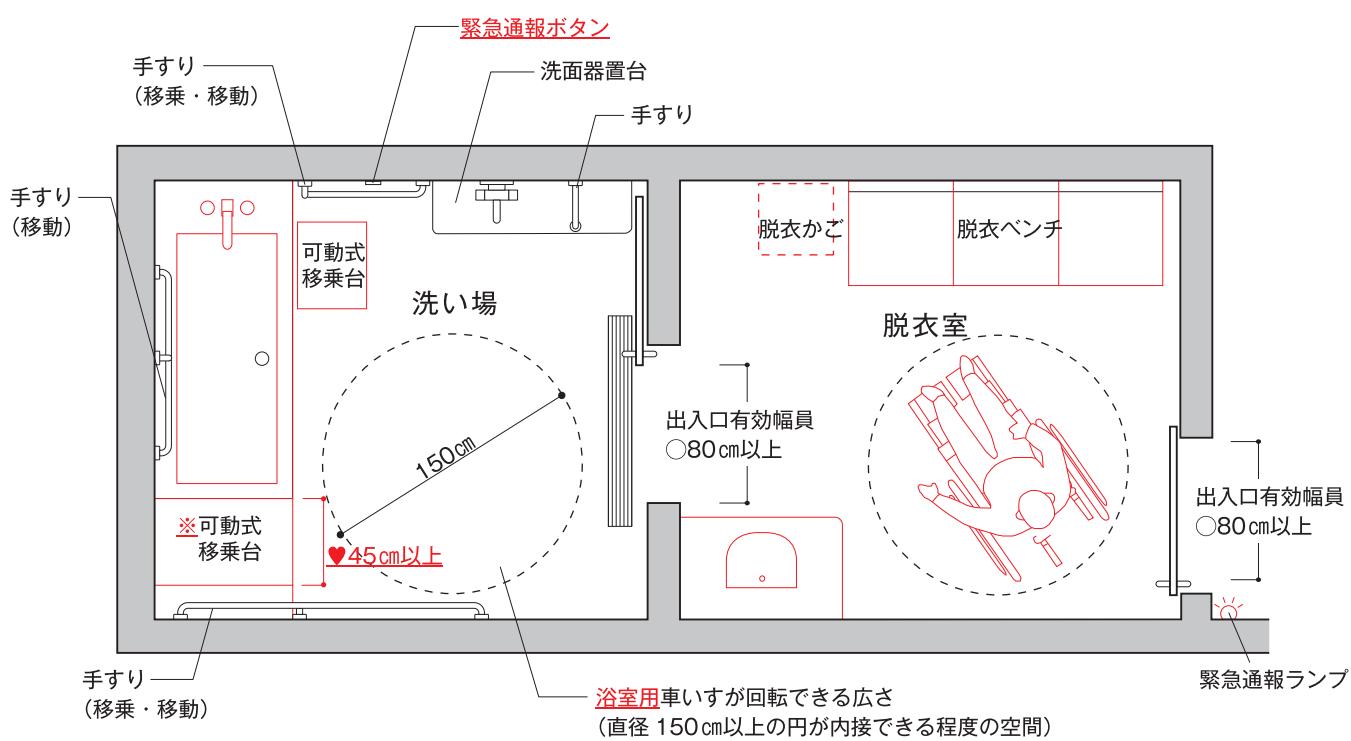
♥ 手すりは、洗い場等に対し、水平と垂直に設けること。洗い場と浴槽の移動に際しては、立ち上がる動作の補助として垂直に手すりを設けることが望ましい。

⇒洗面器については「9 便所」を参照

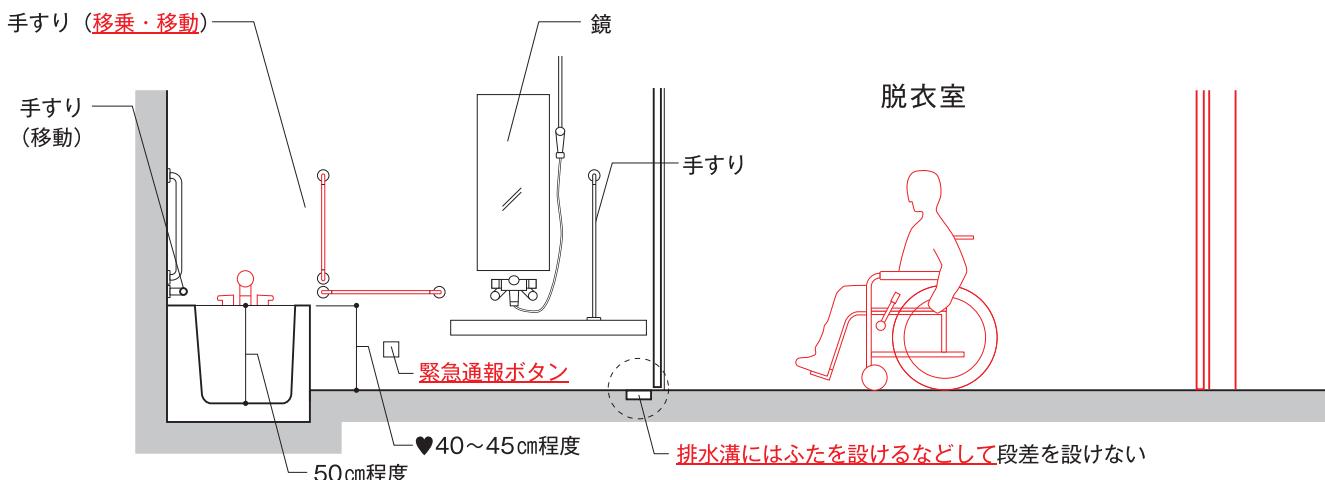
⇒棚については「11 ホテル又は旅館の客室」を参照

- 洗面器、棚、シャワーシアなどの附帯設備については、車いす使用者が利用しやすいように配置することが望ましい。
  - 洗い場に移乗するタイプのシャワーブースを設ける場合は、洗い場の高さは、車いすの座面の高さ(40~45cm)と同程度とし、脱衣室・更衣室の脱衣ベンチの高さも、同様とすることが望ましい。
  - 共同浴室は、必要に応じ浴槽内に階段を設ける工夫をするなど の配慮が望ましい。

## ★ 図10-2 個別浴室の例（車いす使用者向け）



※移乗台を可動式にすることによって、移乗台を外して介助者が浴槽のわきに回り込むことが可能になります。  
また、移乗台の下部に空間があると、立ち上がりの動作がしやすくなります。



## 円滑に利用できる構造

整備基準 10-(2)-イ

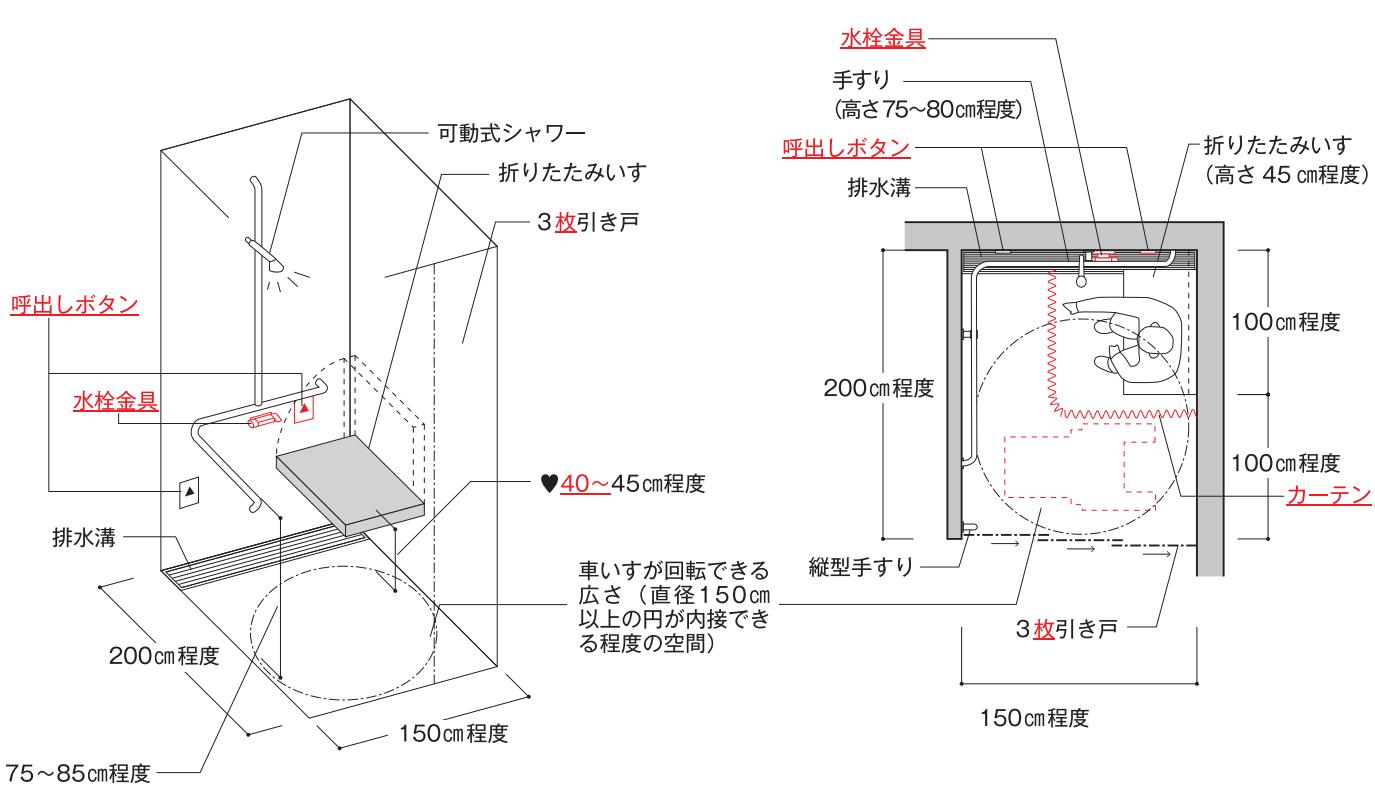
- 車いす使用者が円滑に利用できるよう、浴室内で車いすが回転できるスペースを確保すること。
- 介助者が複数であることも想定されるため、より広いスペースを確保することが望ましい。

## 浴槽の構造

整備基準 10-(2)-オ

- 個別浴室は、浴槽の両側に移乗のためのスペースを設け、浴槽の縁の高さは車いすの座面の高さ(40~45cm)と同程度とすることが望ましい。

## 図10-3 シャワー室の例



## コラム

## 入浴を補助する福祉用具

設計上の配慮にとどまらず、福祉用具を活用することで、浴室・シャワー室をより利用しやすくすることができます。また、福祉用具の使用を前提とする場合は、福祉用具を使用しやすい設計や運用上の配慮を行うことが望ましいです。

## 浴室用車いす



車いすに乗ったま  
ま、浴室に入ること  
ができます。介助用  
や自走用、リクライ  
ニングが可能なタイ  
プ等があります。

## シャワーチェア



体を洗う際に座位を  
安定させるために使  
用します。浴室用車  
いす同様、様々な種  
類があります。